

2015.10.7 第10回川越市総合計画審議会

## 審議会意見一覧

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
1	基本構想部 はじめに3前提となる社会状況(1)社会状況	資料3-1「イ 市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化」について、人口減少と少子高齢化も地域が活性化されれば解決策も見いだせるのではないか。	原案どおり			ご指摘のとおりと考え、理念の「人と人とのつながりから広がるまちづくり」を設定した。
2	基本構想部 はじめに3前提となる社会状況(1)社会状況	資料3-1「イ 市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化」について、多様化が進む中で、老人会の加入者の減少、地域の様々な団体の担い手不足等について行政はどのようにリーダーシップを発揮していくのか。	原案どおり			幅広い世代の地域住民が自治会に加入するよう促進するほか、地域行事をはじめとした、地域コミュニティ活動に対する支援を充実させる。さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた取組を検討していく。
3	基本構想部 はじめに3前提となる社会状況(1)社会状況	資料3-1「ウ 住民自治の推進」について、前項イにも関係が深い。地域会議の方針等を行政が上手にリードすべきではないか。	原案どおり			No.47-2「地域内分権の推進」、No.39-1「コミュニティ意識の形成」に記載している。各関係主体と連携して推進したい。
4	基本構想部 はじめに3前提となる社会状況(1)社会状況	「はじめに」の財政の観点について、「市税収入の大幅な増加が見込めない」という表現について、小幅な増加は見込めるような認識を受ける。財政にまだ余裕があるという印象を市民が持つため、検討が必要と考える。	原案修正	「はじめに」3-(1)-エ(財政)	(修正前) 少子高齢化の進行などにより、 <b>市税収入の大幅な増加が見込めない一方で</b> 、社会保障費は増大するという傾向は今後も続いていくと予想され、本誌の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。  (修正後) 少子高齢化の進行や、 <b>経済成長の大きな伸びが期待できないこと</b> などから、 <b>市税をはじめとする収入は中長期的には横ばいまたは減少が見込まれる一方で</b> 、社会保障費は増大するという傾向は今後も続いていくと予想されます。 <b>このことから</b> 、本誌の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。	指摘のとおり厳しい財政状況を踏まえ記述を変更した。
5	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	色々な主体どうしのつながりについて、単純に地域的なものだけではなく、例えばNPO的や企業とのつながりなど、さまざまなつながりが起こり得ると考える。そのようなつながりについても、この「つながり」に含まれているか。	原案どおり			No.47-3「多様な主体との協働・ネットワークの充実」に、市民、民間団体、事業者とあり、地域的なつながりだけではなく、指摘の内容が含まれている。
6	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	理念の「しごとをしたい」という表現について起業の視点が強くなっている。「働きたい」でも良いと考える。	原案どおり			御意見のとおり、さまざまな「しごと」の仕方があり、起業することも、企業等で従業することも「しごと」に含まれる。川越市の産業の活性化にとり、起業の視点も必要と考え、幅広く意味を捉えることができるよう意図して「しごと」という言葉を選んだ。
7	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	「住み続けたいと思える」の「思える」は必要ない。	原案修正		(修正前) ○魅力を高め、活力を生み出すまちづくり 先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいと思えるまちをつくりまします。  (修正後) ○魅力を高め、活力を生み出すまちづくり 先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、 <b>住み続けたいまち</b> をつくりまします。	将来都市像にあわせて表現を修正した。
8	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	「住み続けたいと思える」の「思える」は必要ない。	原案修正		(修正前) 人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいと思えるまち 川越  (修正後) 人がつながり、魅力があふれ、だれもが <b>住み続けたいまち</b> 川越	「だれもが～思えるまち」より、「だれもが～思うまち」の方が主体性があると考え、表現を修正した。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
9	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	過去の総合計画の理念に「平和」の表現があり、市民憲章にも「平和」がある。理念のなかに「平和」を入れるべき。	原案どおり			理念にある「持続可能なまちづくり」の「安全で安心して過ごせる」の前提として平和があり、意味としては含まれると考える。
10	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	理念に「誰にも優しい」というような表現を入れるべき。	原案どおり			理念にある「人と人とのつながり」、「住み続けたい」、「安全で安心して」の前提として「優しさ」があると考え。
11	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	理念「人と人とのつながりから広がるまちづくり」の中で、農業、商業、工業のつながりという説明があった。農業では6次産業化が進んでおり、農業・商業・工業がうまくつながっていけば、今川越市が抱えている遊休農地の解消も進むと考える。川越市としては、農業、商業、工業がどのようにつながっていけば良いと考えているか。	原案どおり			「つながり」の中に農業、商業、工業のつながりの意味も含んでいる。また、施策の大綱「産業間の連携」、No.28「産業間の連携と中小企業支援」において施策を位置付けている。
12	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念	理念「人と人とのつながりから広がるまちづくり」について、今後は人と人とのつながりは希薄化していく可能性が高いと思われる。「一人ひとりの人権を尊重するとともに、一人ひとりが安心して平和に暮らしていけるまちづくり」ということが今後求められると考える。	原案どおり			人と人とのつながりが希薄化していく可能性が高いからこそ、そのつながりについて力を入れていくべきと考えた。
13	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念 2都市づくりの目標	基本構想の理念や将来都市像に「住み続けたいと思えるまちをつくりたい」とあるが、今住んでいる人が出て行かないという視点は消極的で、若い人たちを取り込んでいく視点で「誰もが住みたいと思えるまち」を目指すことを目標として掲げるべき。	原案どおり			まずは、今住んでいる人が住み続けたいと思えるまちを目指し、その結果、市外の人も住んでみたいと思えるようなまちにつながるかと考える。
14	基本構想部分 基本構想 1基本構想の理念 2都市づくりの目標	地域の経済の活性化のような表現はあるが、地域循環経済の構築のようなものを明確に示すべき。	原案どおり			No.28「産業間連携と中小企業支援」の目的にそのような視点について記載している。
15	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (1)将来都市像	将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいと思えるまち」について、「が」が3つ並んでいる。「住みたいと思えるまち川越」、「誰もが住みたいと思える魅力あふれるまち川越」のように、1列で収まるような表現にすべき。	原案どおり			基本構想の理念である「人と人とのつながりからひろがるまちづくり」、「魅力を高め、活力を生み出すまちづくり」の視点も必要と考える。
16	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (2)基本目標	第四次総合計画においては、少子化を見据え、「子ども・子育て」の基本目標を新たに設けるようだが、第三次総合計画期間中から年少人口の減少は始まっていた。第三次総合計画で少子化対策を取り入れられなかったことは計画策定上のミスであるという認識を持っている。計画策定の上では、結果が出てから計画を立てるのではなく、将来的なデータを分析する中で将来を見据えて策定する必要があると考える。	原案どおり			第四次総合計画策定にあたり、市民満足度調査等から現時点での市民ニーズを把握し、人口推計等の社会状況の変化を認識した上で、将来を見据えた中の計画策定としている。また、少子化対策について、第三次では分野別計画冒頭の第1章第1節1施策「児童福祉の推進」で位置付けていたが、第四次では少子化の進展状況を踏まえて独立した章にした。御意見を尊重しながら計画策定を行ってまいりたい。
17	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (2)基本目標	「子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさが感じられるまち」とあるが、個人の希望としては、「子どもが楽しく成長できて、親は子育てが快適に感じられる」と良いと考える。	原案どおり			子どもの健やかな成長とともに、子育ての楽しさがあるものとする。環境面だけではなく、さまざまな面においても子育ての良いところを感じられるようにするとの考えから、原案の記述としている。
18	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (2)基本目標	基本目標の7番目、「地域で支え合う」という文言にした理由は。	原案どおり			地域コミュニティの希薄化などの課題に対し、地域全体で取り組む視点が必要だと考えた。
19	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (3)将来人口	「推計値を上回る人口の確保を目指します。」とあるが、人口が多ければ良いのか。生産年齢人口などバランスの問題もあり、そのような表記が必要ではないか。	原案どおり			基本構想の前段である、「はじめに」の「ア人口減少と少子高齢化の進行」で年齢構成のバランスについて記載している。
20	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (4)土地利用構想	都市のネットワーク化の促進として、周辺自治体とのネットワーク化を意識すべきだと考えているが、周辺自治体とのネットワークの観点で、今どういったイメージをしているか。	原案どおり			No.51-1「関係自治体との連携の推進」の記載のとおり、近隣の自治体だけではなく、遠隔地の自治体との連携も必要と考える。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
21	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (4)土地利用構想	都市機能の集約化というと、統廃合的な意味合いもあり、何か縮小してしまうイメージがある。むしろ、都市機能の適正配置とか、適正立地を誘導する意味だと考える。「都市機能の集約化」はイメージしにくいので、文言を再度整理すべき。	原案どおり			ご意見の「適正配置」と「集約化」は捉える意味は同じと考える。一極に集約化するのではなく、「多極」のイメージを伝えて行く。公共施設等の社会資本は適正に配置する。
22	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (4)土地利用構想	今後人口が減少していくなかで、財政面の制約からまちのまとまりをつくっていくという観点が必要である。まちのまとまりを維持・保全・形成して、適正な都市機能、立地を誘導するにあたり、社会資本マネジメントとの連携が重要である。土地利用と公共施設マネジメントの連携が必要で、イ「都市構造の構築」に、「社会資本マネジメントの連携」についての文言を入れるべきと考える。	原案どおり			ご指摘の内容の重要性は認識しており、前段の「基本的な考え方」における「総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。」に包括して記載されていると考える。No.49-2「公共施設の適正配置」において「機能の複合化や集約化を進めて資産の有効活用を図り、現在の公共施設の総量の縮減を目指すとともにその適正配置に努めます。」と記載しており、都市機能の誘導には、公共用地の利活用を踏まえて検討するものと考えている。
23	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (4)土地利用構想	川越の強みは観光だと考える。都市経営的に観光による財源の確保の考えを持つべきであり、「商業・業務地」において明確に観光産業を支えていくことを盛り込むべき。	原案どおり			「都心核の形成」の中で、北部市街地地区を「歴史・水・緑核」として位置付け、「商業、文化、観光等機能を高めた魅力ある都市空間を形成します。」とする考え方を明記している。また、このような考え方は、観光を産業として捉える第四次の計画内に共通する考え方であり、施策の大綱の中でも、「農業、商業、工業と観光との相互の連携を図る」との方向性を示している。
24	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (4)土地利用構想	ウ「土地利用の方向性」について、「無秩序な開発を防止し」という表現はあるが、川越はこれまで拡散して混住し始めている状況である。農地や樹林地といった自然環境もまとまりをつくっていく、あるいは適切に維持をしていくというような表現を検討すべき。	原案どおり			基本計画の土地利用について、「市街地調整区域内の優良な農地や樹林地等は、原則として保全します。」とし、第三次総合計画と比較しても、市街地以外での開発等を抑制するとともに、保全や管理をするよう記載している。
25	基本構想部分 基本構想 2都市づくりの目標 (4)土地利用構想	総合計画で扱っている「都市機能」とは、どういうものを指すのか。	原案どおり			行政、医療、福祉、商業、業務など都市が持つ機能と認識している。
26	基本構想 基本目標、施策の大綱	共通章は行政内部で行うことが多く、一番最後の章とした方がいい。	原案修正	基本構想 基本目標、施策の大綱	(修正前) ア全体に共通する基本目標 つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進 共通  (修正後) 分野別計画 ⑧つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営 住民自治・行財政運営	住民自治を除いて、主に行政内部で行う施策内容となっているため、共通章という全体にかかる章から第8章とした。
27	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (1)全体に共通する方向性	資料3-1 3行目に地方分権の推進とあるが、地域内分権として捉えてよいか。	原案どおり			ここでは国から地方に権限や財源を移譲することを表している。地域内分権は行政が住民に予算や権限を移譲することであり、本市としては、地域のことはその地域に暮らす住民自らが関わるしくみを構築したいと考える。
28	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (1)全体に共通する方向性	資料3-1 現在までの協働事業について、委託型、提案型も含めて資料提供されたい。	原案どおり			審議会にて配布済。
29	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	高校生や大学生に触れていないように思えるが、川越周辺の大学生の居場所づくりも視野に入れてほしい。	原案どおり			No.4-1「社会参加の促進」、No.39-2「地域コミュニティ活動の支援」において、青少年健全育成の推進や地域コミュニティ活動の推進にその視点を取り入れたい。
30	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	市民センター内の公民館の位置づけはどうなるのか。また、ふれあいセンター2館との差別化はあるのか。	原案どおり			公民館については、利用しやすい身近な学習施設としてあり方の検討を行っている。ふれあいセンターとの関係についても今後整理していく。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
31	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	明確に分離できないものもあると思うが、生涯学習と文化芸術の違いは。	原案どおり			生涯学習活動の推進に関する施策においては、文化芸術も生涯学習の分野に含まれるが、この施策では多様な学習機会の充実など生涯学習活動を推進することを目的としている。 文化芸術活動の充実に関する施策においては活動を行う人々の自主的な活動を基本としながら、学習活動を手段のひとつとして捉え、文化芸術を振興することを目的としている。 生涯学習と文化芸術については、分野や、活動の場の重複があり、明確に分離できないものもあると認識している。
32	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	他市では、県に対するアプローチやコンシェルジュを付けるといった事例や、企業が他市に流出しないような対策をとっている市もある。 工業の面では、企業誘致とだけ書いてあるが、既存の企業にも「おもいやり」をもって配慮し、そのような文言を追記してほしい。	原案どおり			No.28「産業間の連携」、No.30「農業の振興」、No.31「商業の振興」、No.32「工業の振興」、No.33「観光の振興」に、各産業の既存事業者に対する内容を記載している。
33	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	市民センターの成功例の一つとして、高階の児童館と図書館があると思う。児童館の構想について、総合計画のどこかに盛り込んでほしい。 また、学校以外の子どもの居場所についてのお考えを聞きたい。	原案どおり			児童館をはじめとした、学校以外の子どもの居場所について、No.4-4「青少年施設の充実」において位置付けている。
34	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	オリンピックを控えて、英語教育や観光の受け入れ態勢を整えるとともに、これを機会に国際的な人材が出るようなことを考えた施策を進めてほしい。	原案どおり			No.12-6「グローバル化に対応する教育の推進」、No.16-2「国際感覚に優れた市民の育成」に記載している。
35	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	地域の中で働く人への支援を含めた何らかの表現を色々なところに入れてもらいたい。	原案どおり			理念で「しごと」の記述があるほか、施策の大綱「就労の支援と労働環境の改善」、No.29「就労の支援と労働環境の改善」に記載している。
36	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	川越市は食の分野に対する取組が遅れている。食の分野は商業にも工業にも観光にも及ぶし、特に観光の面では、外国人観光客を考えたときには目玉になり得るものだと思う。川越市の切り口の強みの一つとして持つべき。	原案修正	No.28-1-④ (追加)	(修正前)－  (修正後) 川越産農産物を活用した、川越の「食」を市民や観光客に提供する取組を推進します。	「食」の視点について記載がないため、御意見を踏まえ修正した
37	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	川越は農と商が分断されている。そこを繋ぐような、農家レストランを一番街に出すような取組をすべき。 川越は大都市に最も近い農村の様相を持つところだと思っているので、ものすごいビジネスチャンスがあるような気がしてならない。	原案修正	No.28-1-④ (追加)	(修正前)－  (修正後) 川越産農産物を活用した、川越の「食」を市民や観光客に提供する取組を推進します。	「食」の視点について記載がないため、御意見を踏まえ修正した。取組については検討したい。
38	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	通学路の整備を市内全域で進めてもらいたい。高齢者の生活道路にもなる。	原案どおり			No.21「道路交通体系の整備」、No.45「交通安全対策の推進」に記載している。
39	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	保育園と小学校の連携について、今何か行っていることがあれば教えていただきたい。	原案どおり			具体的事業として、保育園、幼稚園、小学校の関係者が集まり研修会などを行っている。No.12-3「校種間連携の推進」に記載している。
40	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	学童保育を各学校に1つずつ増やしていくべき。放課後等の子どもの居場所づくりが課題である。	原案どおり			子どもの居場所づくりについて、No.4-4「青少年施設の充実」に記載している。
41	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	親自身の資質の向上についてを計画に入れてもらいたい。	原案どおり			親の資質向上について、市の総合計画に直接的に記載することは難しいと考える。なお、No.11-2「家庭や地域の教育力向上」に家庭教育の支援について記載している。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
42	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	コミュニティの希薄化が地域経済に与える影響や地域の防犯のように安全・安心面に与える影響は大きい。このコミュニティの希薄化に対する施策に力を入れていくべき。	原案どおり			理念で「つながり」を掲げているほか、No.47-2「住民主体の地域づくりの推進」、No.39「地域コミュニティ活動の推進」など、計画のさまざまな箇所にコミュニティの希薄化に対する施策を位置付けている。
43	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	東京オリンピックのゴルフ競技が川越に決定した経緯について。	原案どおり			IOCにて決定とのことである。
44	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	環境保護と経済発展を両立させる経済のしくみであるグリーン経済について、昨年度の政策制度要請の際、「今後重要な役割を果たしていると考え、グリーン経済の振興策について検討してまいりたい」と回答をいただいている。その検討状況と総合計画にどのように反映しているのかをお伺いしたい。	原案どおり			No.35-2「省エネルギーの推進」に、「事業者に対し、環境に配慮しつつ社会の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。」と記載しており、グリーン経済の振興策につながると考える。
45	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	今後10年間で若い人たちがどのように構想に位置付けるかが見えにくい。単なる少子高齢化の問題は国の政策でやられているが、今後の若い人について、しっかり理念なり施策に位置付けて取り組んでいくべき。 (基本)構想において、若い人たちにもウエートを置いていることを見せていった方がいい。	原案どおり			施策の大綱の「少子化対策の推進」に「若者がパートナーに出会い、川越で家庭を築きたいと思える環境や、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。」と記載し、若者の結婚支援まで踏み込み、一定のウエートを置いている。また、基本計画No.7-5「若者や女性のしごと支援」にも記載している。
46	基本構想部分 基本構想 3施策の大綱 (2)分野別	高齢者は以前の高齢者よりも若くなっているといわれているので、高齢者の力を社会に活用していくべき。高齢者の生きがいにもつながることなので、これからの10年間の重要施策の中心に掲げてほしい。	原案どおり			No.11-2「生きがいづくりの充実」、No.29-1「就労の支援」において年齢層に応じた就労支援について記載している。また、No.11-1「生涯学習を推進する体制の充実」の中で、高齢者等の知識、技術、経験を地域で生かす施策について記載している。
47	基本計画 全般	計画を部・課など組織を意識して分けるのではなく、総合的なものをつくり、その後で役割を分けるべき。総合計画に副題やニックネームをつけるなど、親しみの持てる、メリハリのある計画にすることが大事である。	原案どおり			基本構想の理念、将来都市像、基本目標、施策の大綱という構成からしており、組織から作成していない。
48	基本計画 全般	川越市で、部局横断的な施策を推進していく上での庁内環境のあり方について教えていただきたい。	原案どおり			現時点での所管がわかりやすいよう部署名を記載している。第四次総合計画に見合う組織体制についても検討している。
49	基本計画 全般	今回、市が覚悟をもってやっていきますというのは「単位施策」であり、「単位施策」を一番初めに記載し、その後に小さい字で「現状、課題」を記載する構成にすべき。	原案修正	基本計画全体	(修正後) ●現状・課題のフォントを変更し、取組施策が目立つように記載している。	取組施策を目立たせる必要があると考え、変更している。
50	基本計画 全般	書き方について、「現状」の中にすでに問題点が浮き彫りになっていて、それが「課題」とどう違うかなど、分け方がすっきりしない。また、現状の中に、現在市がやっている施策が書かれているが、これは単位施策に書かれていないとおかしいのではないか。	原案修正	基本計画全体		現状と課題の整理を行った。
51	基本計画 全般	「図ります」、「努めます」、「推進します」のような、末尾の言葉について、各部署が共通認識の上で言葉を使っているのか。	原案どおり			共通認識のもと使用している。
52	基本計画 全般	末尾の言葉について、それぞれの部署が理解をされていることは結構なことだが、市民が求めるのはその事業が前進することが第一命題であり、言葉に左右されずに前向きに取り組んでほしい。	原案どおり			御意見を踏まえ施策に取り組みたい。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
53	基本計画 全般	施策に対する指標が適切ではないものがいくつかあるような気がする。例えばNo.18「協働による計画的なまちづくり」では、「それぞれの役割分担の下、計画的に魅力と活力のあるまちづくりを進めること。」という施策の目的に対して、地籍事業調査の進捗がどの程度関係するのか。	原案修正	基本計画の指標全体 No.18 指標	(修正前) 指標 地籍調査事業進捗率  (修正後) 削除	それぞれ、施策の目的に適した指標に修正した。
54	基本計画全体	共通章は行政内部で行うことが多く、一番最後の章とした方がいい。	原案修正	基本計画全体	(修正前) 共通章 No.1住民自治の推進～ ～ 第7章 No.45地域コミュニティ活動の推進  (修正後) 第1章 No.1少子化対策の推進～ ～ 第8章 No.47住民自治の推進～ No.52時勢に応じた施策の推進	住民自治を除いて、主に行政内部で行う施策内容となっているため、共通章として特だした章を設けず、第8章とした。
55	基本計画 全般	単位施策という名称が分かりにくい。	原案修正	基本計画全体	(修正前) 単位施策  (修正後) 施策の目的を達成するために 行っていくこと(取組施策)	取組んでいくという意味で「取組施策」と変更し、分かりやすくした。
56	基本計画No.01～ 共通章全体	サステナビリティの前提のひとつに、公平性・公正性の確保がある。共通章の中に公平性・公正性に関する記述が見えづらくなっている。 公平性・公正性で特に問題なのは世代間の問題だと思うが、世代間の参加に関する格差や、実際の行政サービスにおける格差をできるかぎりなくすべきで、そういった視点をもう少し盛り込むべき。	原案 どおり			市民参加の実施にあたっては、土日開催、託児所設置など、なるべく多くの世代が参加できるように配慮したい。また、将来世代に負担を残さないよう持続可能な行政運営を図りたいと考える。
57	基本計画No.01～ 第1章全体	子育てに関する事項は、川越市だけでなく国を挙げての重要事項として認識しているが、この度の計画の策定において、親の存在(項目により祖父母に該当するかもしれません。)が欠落していると感じている。 子どもの晩婚化や未婚率の上昇においては、親の不安や心配は大きな悩みの種でもある。また、子育てにおいては、祖父母の存在は消えて、親の負担軽減や環境整備に移ってしまっている。しかしながら、市内でも相当数の家庭で祖父母に子育ての協力を依存されている現状は存在している。子供の社会教育においても、祖父母世代には地域での貢献を依存している現場も多いと認識している。 そのような観点から、この第1章で親(祖父母)に関して全く触れていない点に疑問を感じている。 親の世代を活用する事業をこの項目の中に加える事は、出来ないか？	原案 どおり			基本目標の「子育ての楽しさを感じられる」は祖父母も含む親の視点と考えている。 親の世代を活用する事業については、直接の記載はないが、No.2-2-②、「ファミリー・サポート・センター事業」を想定している。 また、No.4-2-①において、「子育て体験学習」を想定している。
58	基本計画No.01少子化対策の推進	不妊治療の支援について、少子化対策に入れていただきたい。それにより少子高齢化の解消や、住みやすい地域に発展するのではないか。	原案 どおり			不妊治療については、No.1-3「母子保健・小児医療等の充実」に含まれている。
59	基本計画No.01少子化対策の推進	不妊の要因の一つに結婚年齢の高齢化がある。高年齢になると妊娠しづらくなる知識が不足しているとも言われており、教育的フォローが必要だと思う。	原案修正	No.1-3-④ (追加)	(修正前)－  (修正後) 若者に対し、妊娠出産についての知識の普及、啓発に努めます。	若者に対し、さまざまな機会を捉え、妊娠出産についての知識の普及、啓発が必要と考え、記載を追加した。
60	基本計画No.01少子化対策の推進	目的に「少子化の傾向に歯止めをかけること」を明確に掲げているが、この歯止めをかける具体策を教えてください。	原案 どおり			結婚支援、保健や医療の充実など、No.1「少子化対策の推進」に記載している。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
61	基本計画No.01少子化対策の推進	折れ線グラフについて、1年ごとの間隔が途中から27年～32年、32年～37年が5年おきになっている。もう少し丁寧なグラフにすべき。考えを聞きたい。	原案修正	No.7 グラフ	グラフの修正	変更する。
62	基本計画No.01少子化対策の推進	最近の学生が将来への漠然とした不安を持っていると感じる。若者の雇用、あるいは将来への安定性といった観点を少子化対策に盛り込むべきと考える。川越市の取組について伺いたい。	原案どおり			No.1-5「若者や女性のしごと支援」において、若者の職業的自立に必要な能力を育むことについて記載している。
63	基本計画No.01少子化対策の推進	指標について、合計特殊出生率ではなく、あえて出生数とした理由を伺いたい。	原案どおり			出生率の目標値設定は、個人の人生選択の問題もあり、国においても設定を見送っている。その中で少子化対策の効果を測るため出生数を設定した。
64	基本計画No.01少子化対策の推進	おそらく今後、子どもの問題、子育ての問題は大きな課題になると思うので、今回の総合計画において、子ども・子育てを外に出して1章を割いたという点について、評価したいと思っている。	原案どおり			ご指摘のとおり、子ども・子育ての問題を重視し、1章を割いた。
65	基本計画No.01少子化対策の推進	未婚化、非婚化について、経済的要因が大きいことは間違いないと思う。若者に対する経済的支援についての記述があるべき。	原案どおり			直接的な経済支援ではないが、No.1-5「若者や女性のしごと支援」において、若者に対し「職業教育の充実」を記載している。
66	基本計画No.01少子化対策の推進	「パートナーと出会い、家庭が築けるよう」について、結婚相談所のような内容について、民間との違いを伺いたい。行政がやるからこういう出会いをつくれるようなイメージはあるのか。	原案どおり			レインボー協議会で婚活事業を実施した中で、参加者へのアンケート結果を踏まえると、行政が関わることで安心して参加できる部分があると思う。
67	基本計画No.01少子化対策の推進	流山市の送迎ステーションのように、画期的なことをやるべき。色々工夫して成果を上げていただきたいと思う。真剣にやってもらいたい。	原案どおり			No.1「少子化対策の推進」の中で対応を検討する。
68	基本計画No.01少子化対策の推進	中絶の件数について、分かる範囲で教えていただきたい。	原案どおり			人工中絶を表したものははっきりとはわかりかねるが、人口動態総覧の人工死産の数値として、平成24年は25となっている。
69	基本計画No.01少子化対策の推進	結婚ができないが、妊娠した方は潜在的には結構いると思う。そういう方も出産できるように行政として支援すべき。きめ細かい施策を含むべきで、全てを結婚を基準として考えていたのでは少子化問題は解決しない。	原案どおり			No.1-1「総合的な少子化対策の推進」において、出産や子育てに温かい地域社会を目指す取組を推進する。
70	基本計画No.01少子化対策の推進	できるだけ中絶をしなくても、子どもをしっかりと産める環境を整えるべき。中絶の件数については、今後把握できるようにしておいてもらいたい。	原案どおり			No.1-1「総合的な少子化対策の推進」、No.1-3「母子保健・小児医療の充実」において対応する。
71	基本計画No.02児童福祉の推進	従来、子育ても含め、日本の福祉は各家庭で行うものだったが、「地域の支援体制の充実」という単位施策があるが、これは、市として子育てを地域の中で地域全体で行うということを前面に押し出したものだとして理解していいか。	原案どおり			No.2「児童福祉の推進」に記載しているように、地域に子育て支援施設を設置し、交流の場の提供を推進している。今後も地域の協力を得ながら取組を一層推し進めていきたいと考える。



第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
72	基本計画No.02児童福祉の推進	子どもの貧困について、市で実態調査を行っているのかどうか、またその現状に対するフォローをどのようにしていくのか。	原案どおり			実態調査は全国的に行われていないが、重要なことであり研究を行う。No.2-4「養育環境に配慮した取組の推進」に包括的に記載している。
73	基本計画No.03幼児期の教育・保育と学童保育の充実	育児支援に関わる労働条件を整備している企業に対し、あるいはその制度を従業員が活用している企業に対し、市としてインセンティブを与えるような施策を進めてほしい。	原案どおり			No.29-2「労働環境の改善」、No.41-2「ワーク・ライフ・バランスの促進」に記載しているとおり、育児支援に関わる労働条件の整備について、普及、啓発活動を行いたい。
74	基本計画No.03幼児期の教育・保育と学童保育の充実	子育て支援の拡充により、例えば延長保育を行う場合、働く側が過重な負担にならないようにしてほしい。一方のメリットが一方のデメリットになる可能性を含む施策については考えてもらいたい。	原案どおり			No.3-2「保育の充実」の施策を行う上で、適正な事業運営をしてまいりたい。
75	基本計画No.03幼児期の教育・保育と学童保育の充実	保育、学童保育の充実を求めるのであれば、必要なのは人である。保育士の数は圧倒的に足りていない現状がある。その記述が見受けられないが認識は。	原案どおり			保育士の配置の確保や保育士の研修など、人的な面の充実は重要と考えている。
76	基本計画No.03幼児期の教育・保育と学童保育の充実	子どもを育てたくないから預けるという人の人数が少なからずいると思う。待機児童対策や保育事業を進めるに当たって留意すべき視点と考える。	原案どおり			御意見を尊重し、事業を進めてまいりたい。
77	基本計画No.03幼児期の教育・保育と学童保育の充実	保育の充実に当たり、結果として増えるのが正規ではなく、非正規の労働者になってしまう。行政として、できるかぎり正規採用の労働者を増やすように支援していただきたい。	原案どおり			保育士の配置の確保や保育士の研修など、人的な面の充実は重要と考えている。基本計画上に正規、非正規の記載は難しいと考える。
78	基本計画No.04青少年健全育成の推進	子どもと地域との関わりについて、育成会など小学生には比較的手厚いが、社会の入り口に近い、中学生、高校生、大学生の地域活動への参加が必要と考える。行政としてもそのような視点をもってもらいたい。	原案修正	No.4-1-④(追加)	(修正前) — (修正後) 中学生等が地域活動に関わる機会の充実を促進します。	中学生、高校生、大学生の地域活動への参加を充実させていくことが必要と考え明記した。
79	基本計画No.04青少年健全育成の推進	子育て支援についての企業の意識は大事だが、大手企業と違って中小企業だとなかなか難しく、経営者のマインドもそこまでいっていないこともある。子育てについては、商工会議所は市と連携して、企業教育をやっていた方がいいと思う。各団体が色々連携するなかでやれることは多い。	原案どおり			No.29-2「労働環境の改善」、No.41-2「ワーク・ライフ・バランスの促進」にあるとおり、育児支援に関わる労働条件の整備について、商工会議所など関係機関と協力しながら、普及、啓発活動を行いたい。
80	基本計画No.04青少年健全育成の推進	学校との連携について、ロータリークラブでは、インターアクト、ローターアクトと称して学校の先生や学生と組んで活動を行っている。こういう民間活動も市と連携してできないか。	原案どおり			No.4-1「社会参加の促進」の「関係機関」に含まれると考える。
81	基本計画No.04青少年健全育成の推進	青少年の社会参加人数の推移のグラフについて、平成24年度に2000人増えているが、平成25年度には1000人減っている。この推移の理由は。	原案どおり			川越市青少年団体連絡協議会に加盟している団体の活動について集計している。平成24年度に加盟団体が増えたことに加え、参加者数が多かったため、グラフのような推移となった。
82	基本計画No.04青少年健全育成の推進	指標に青少年団体における活動事業回数とあるが、青少年団体における活動事業とは具体的にどのような事業なのか。	原案どおり			ボランティア活動等である。
83	基本計画No.04青少年健全育成の推進	「命を尊ぶ意識の醸成」について、この子育て体験の事業をぜひ拡大してほしい。	原案どおり			事業の必要性を考え、事業対象の拡大をした。また、No.4-2「命を尊ぶ意識の醸成」に記載している。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
84	基本計画No.04青少年健全育成の推進	青少年を地域の中で育てることが今一番大切だと思っている。小中、中高、大学も含め、タテのつながり、ヨコのつながりを全て含めた形で青少年を見つめていく必要がある。さらにここに、道徳観や倫理観も盛り込むべき。	原案修正	No.4-1-④(追加)	(前)ー (後)中学生等が地域活動に関わる機会の充実を促進します。	中学生、高校生、大学生の地域活動への参加を充実させていくことが必要と考え明記した。
85	基本計画No.04青少年健全育成の推進	現状にインターネットの記述はあるが、インターネットのつながりの中で、子どもたちがいじめをしていたり、仲間外れをしている、スマートフォンもかなり低年齢から持っている子が多いので、持っていない子がいじめられるような、そういった現状の認識が書かれていない。	原案どおり			いじめの記述について、No.4「青少年健全育成の推進」では包括的に現状と課題に記載している。 なお、No.40「平和で思いやりのある社会づくり」の現状において、インターネット上のいじめや中傷などを、学校をはじめとした社会全体での人権侵害と位置付けて記載している。
86	基本計画No.04青少年健全育成の推進	課題に「子どもの遊び場」についての記述があるが、ここでいう遊び場はどのようなものを意味しているのか。また、教育委員会の記述がないが、どのようにタックを組んで、しっかりと青少年の健全育成を進めていくのか。	原案どおり			都市化の影響で子どもの遊び場が少なくなっていることや、それを踏まえNo.4-4「青少年施設の充実」などの事業の課題でもあると認識している。また、庁内で連携し、対応してまいりたい。
87	基本計画No.05高齢者福祉の推進	認知症について、早期発見、早期診断、早期治療についてどのような手を打っているのか。	原案どおり			今後、認知症初期集中支援チームを設けるなどを行う。No.5-1「地域包括ケアシステムの構築」、No.5-4「権利擁護・認知症支援施策の推進」に記載した内容に含まれると考える。
88	基本計画No.05高齢者福祉の推進	オレンジプランや新オレンジプランの中に、かかりつけ医の研修や、認知症サポート医の養成研修というものがあるようだが、どの程度の人が研修を受けているのか、また、市民から見たときに、研修を受けているかどうか分かるのか。	原案どおり			人数は把握していない。外からサポート医がみえるかどうかの情報も把握していない。
89	基本計画No.05高齢者福祉の推進	認知症支援施策の中で、法人後見制度を記載した方がいい。	原案どおり			No.5-4「権利擁護・認知症支援施策の推進」にある、①「高齢者の権利擁護を図ります～」のなかに、法人後見制度についても入っていると考える。
90	基本計画No.05高齢者福祉の推進	子育てと同様、仕事と介護の両立は難しい。市としても、介護離職防止の取組をお願いしたい。	原案どおり			高齢者やその家族の負担軽減のために、No.5-5「介護サービスの充実」に記載があるとおりサービスの充実を図ることが必要と考える。 また、No.29-2「労働環境の改善」の③「育児・介護休業の取得の促進など～」に記載があるように、企業側の啓発も図っていきたいと考える。
91	基本計画No.05高齢者福祉の推進	介護ケアラーに対するサポート、支援施策について、何か考えていることはあるか。	原案どおり			認知症の場合、認知症介護教室及びそのフォローアップ事業(オレンジカフェ)等の事業を行っている。No.5「高齢者福祉の推進」に記載しており、具体的事業は個別計画の中で行う。
92	基本計画No.05高齢者福祉の推進	地域包括支援センターの機能の充実について、第四次総合計画では強化していくということだが、支援センターの増設等々まだまだ課題がある。いずれにしても人材が足りないと思うが市はどのようにカバーしていくのか。	原案どおり			No.5-1「地域包括ケアシステムの構築」の中に含まれると考える。職員の資質の向上や業務の標準化などを通じて対応してまいりたい。
93	基本計画No.05高齢者福祉の推進	前期基本計画の期間中において、地域包括支援センターの箇所を増やしていく方向性が今の回答からは見受けられなかったが、それで本当に大丈夫か。	原案どおり			No.5-1「地域包括ケアシステムの構築」の中に含まれると考える。地域包括ケアセンターの設置数や機能強化も含めて、地域包括ケアシステムの構築を進めていきたい。
94	基本計画No.06障害者福祉の推進	障害者手帳所持者等の推移について、増えている原因は何か。自然増だとしたらその原因を、社会増だとしたら、それ自体はポジティブに考えていいと思うが、何で増えているのかを分析したうえで政策をたてるべきだと考える。	原案どおり			障害者手帳所持者等の増加原因の分析について、No.6「障害者福祉の推進」を進める前提として、必要と考える。 なお、分析内容については、個別計画等で記載することが望ましいと考える。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
95	基本計画No.06障害者福祉の推進	障害者の漢字はこの「害」で良いのか。	原案どおり			国の審議会においても表記の議論があったが結論が出ていない。現状、国からの通知等から「障害者」としている。
96	基本計画No.06障害者福祉の推進	早期療育の充実について、あけぼの・ひかり児童園では、学齢期の子どもの療育も行っている。総合計画では、「子どもの乳幼児期における成長を支援します。」という文言にとどまっておき、児童発達総合支援センターを見据えた表現にすべき。	原案修正	No.2-5-②	(修正前) あけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。  (修正後) <b>児童発達支援センターとして</b> あけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。	移転建替えにあたって、従来の通所機能のほかに相談支援、地域支援機能を導入した児童発達支援センターとして施設整備を行っていくため追記した。
97	基本計画No.06障害者福祉の推進	児童発達支援センターについて、18歳未満までの療育体制を敷くという明快な答えもあった。この文言をそういった実態に合わせて表現した方が良い。	原案修正	No.2-5-②	(前)あけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。 (後)児童発達支援センターとしてあけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。	児童発達支援センターとして施設整備を行っていくため追記した。
98	基本計画No.06障害者福祉の推進	雇用・就労の促進について、障害者の働く場の確保や開拓を積極的に進めていく必要がある。	原案どおり			川越障害者就労支援センターを中心に職場開拓を行っており、No.6-4「雇用・就労の促進」に記載している。
99	基本計画No.06障害者福祉の推進	障害者の就労については、市の関わるところに限界があるかもしれないが、関係団体、NPO等との連携を強めて、ぜひ障害者の就労機会の拡大を図って欲しい。	原案どおり			No.6-4「雇用・就労の促進」における「川越市障害者就労支援センターをはじめとした関係機関の活用・連携」の記載に含まれると考える。
100	基本計画No.07地域福祉の推進	地域福祉サポートシステムの構築において、新聞店、ガス会社などと、川越市全体で包括的な提携を結んでほしい。それがあれば、地域の見守り支援もその間を縫ってやれば良い形になる。	原案どおり			見守り活動に関する具体的な施策については、次期地域福祉計画に掲載する予定である。また、事業者との協定も重要な見守り活動の一つではあるが、協力事業者を今後どのように増やしていくかは検討中となっている。
101	基本計画No.08社会保障の適正運営	生活保護制度の適正な運営の②「就労相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。」について、生活困窮者に対し、資格を身に付けて自立してもらうようにできないか。川越市はどのように自立支援をしようとしているのか、さらに、資格取得への支援について、第四次を見据えた施策はあるのか。	原案どおり			No.8-5「就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援」の中に含まれると考える。自立に向けた資格取得への支援の充実については検討する。
102	基本計画No.08社会保障の適正運営	生活保護者の資格取得の支援について、資格取得の費用も高く、大変ハードルが高い。資格取得を目指す方にどういった支援が行えるかということをきめ細かくマニュアル化した方がよい。	原案どおり			No.8-5-③「就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援」の中に含まれると考える。自立に向けた資格取得への支援の充実については検討する。
103	基本計画No.08社会保障の適正運営	国民健康保険が県に移ることについて、課題に入れておくべき。	原案修正	No.8課題	(修正前) — (修正後) <b>国民健康保険の財政運営の責任主体を県へ移行する必要があります。</b>	大きな制度改革を市の課題としてとらえて対応していくため、計画に明記した。
104	基本計画No.08社会保障の適正運営	国民健康保険の保険料の取り立てについてや、保険証の差し押さえがあるのかどうか。	原案どおり			保険証を取り上げることは行っていない。
105	基本計画No.08社会保障の適正運営	国民健康保険の保険料の取り立てについて、保険証の取り上げであるとか、過酷な取り立てをしないようお願いしたい。	原案どおり			保険証を取り上げることは行っていない。
106	基本計画No.09健康づくりの推進	高齢者施策について、平均寿命と健康寿命の差を縮めていくような、健康寿命を延ばしていくような施策が必要である。	原案どおり			No.9「健康づくりの推進」に記載しており、目的として健康寿命の延伸を掲げている。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
107	基本計画No.10保健衛生・医療体制の充実	かかりつけ医、かかりつけ歯科医は重要だが、これらと併せて、かかりつけ薬局を含め、医科、歯科、薬局、これらをトータルとした「かかりつけ」を取り組む事業が必要だと考える。	原案修正	No.10-3-①	(修正前) 医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを図ります。  (修正後) 医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、 <b>かかりつけ薬局の普及</b> 、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを図ります。	病歴や体質の違いもあり、服薬状況を一元管理できるなど、患者一人ひとりが身近なかかりつけ薬局を持つことは、地域医療体制として重要と考え、計画に明記した。
108	基本計画No.10保健衛生・医療体制の充実	かかりつけ薬局に対する取組が川越市では少し足りないという認識を持っている。ウェートを置いてほしい。	原案修正	No.10-3-①	(修正前) 医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを図ります。  (修正後) 医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、 <b>かかりつけ薬局の普及</b> 、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを図ります。	病歴や体質の違いもあり、服薬状況を一元管理できるなど、患者一人ひとりが身近なかかりつけ薬局を持つことは、地域医療体制として重要と考え、計画に明記した。
109	基本計画No.16保健衛生・医療体制の充実	精神保健対策の推進について、自殺者の数が高止まりしている現状がある。川越市の自殺への対策や精神障害を抱えた人たちの地域での生活に向けた支援についての取組は。	原案どおり			No.10-1「精神保健対策の推進」に記載している。個別事業として、各種相談業務や社会復帰事業等を行っている。
110	基本計画No.10保健衛生・医療体制の充実	人口あたりの医療従事者、また救急医療や周産期医療にかかわる川越市の人材の状況とそれに対する川越市の対応は。	原案どおり			全国平均より上回る状況にあると認識している。埼玉県で策定している埼玉県地域保健医療計画などを注視してまいりたい。
111	基本計画No.10保健衛生・医療体制の充実	必要とされる医療の需要にどの程度合致しているのか、これから需要が伸びる医療体制が十分なのか、そういった動向をつかんで、市内の医療体制の充実を進めてほしい。	原案どおり			No.10-3「地域医療体制の整備・充実」の記述において含まれると考える。
112	基本計画No.11生涯学習活動の推進	「生涯学習を通じて、地域の中に学びの場をつくり、世代間交流の機会の充実を図ります。」とあるが、地域の中の学びの場は何をつくるのか。	原案どおり			ここにおける「場」は、ハード面の場以外に、ソフト面のしくみづくりも含めた意味で使用している。
113	基本計画No.11生涯学習活動の推進	団塊の世代など、生涯学習を行っている人が地域活動に活動の場を移してもらう具体策を施策の中に入れてもらいたい。	原案修正	No.11-1-③	(修正前) 世代間交流の機会の充実を図ります。  (修正後) 世代間交流や <b>地域活動の機会の充実</b> を図ります。	No.11-1「生涯学習を推進する体制の充実」の③に生涯学習ボランティアとして、学校や公民館での学習活動を支援できるシニアの育成を目的とした事業があるほか、④で地域で生かすことができるしくみづくりに努めるとしている。また、「地域活動」の文言を文中に追加した。
114	基本計画No.11生涯学習活動の推進	「家庭教育を支援します。」とあるが、地域、学校、家庭の3者で行っていく必要はあると考えるが、生涯学習との関係でどう考えているのか。	原案どおり			より地域に密着した中で家庭教育ができるよう、家庭教育講座の実施を働きかけしており、学習機会を提供することが、学習者の視点である生涯学習にもつながるものとする。
115	基本計画No.11生涯学習活動の推進	市民センターに併設されている公民館について、今後どう位置づけるのか。	原案どおり			No.11-4「身近な学習施設の整備・運営」に包括的に記載している。市民センター化したばかりであり、課題の整理や公民館運営審議会などにも諮りながら位置付けを決めていきたい。
116	基本計画No.11生涯学習活動の推進	東部、北部ふれあいセンターについて、公民館なのか、ふれあいセンターなのか、所管が教育委員会、市長部局と違って。位置づけはどうなのか。	原案どおり			公民館のあり方についての検討の中で整理していきたい。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
117	基本計画No.11生涯学習活動の推進	大学との連携について、市と大学が連携して、その先にどうつながっていくのかが分かりづらい。	原案修正	No.11-1-②	(修正前) 大学などの高等教育機関との連携を推進します。  (修正後) 高度で体系的な生涯学習の機会を創出するほか、まちづくりなど幅広い分野で大学の知見を活用します。	大学との連携は、人づくりの視点から、生涯学習を行っていくとともに、大学の知見を生かし、まちづくりなど、幅広い分野において協働することができると考え、追記した。
118	基本計画No.11生涯学習活動の推進	現状、課題、単位施策内に入っていないが、今後整備される予定である3つの公民館について、この10年間は手をつけないのか。	原案どおり			市民が利用しやすい身近な学習施設の整備の中に含まれると考える。
119	基本計画No.12生きる力を育む教育の推進	体力低下等は日常生活の中での過ごし方がポイントである。「運動機会」とは何を指し、どのような意味合いを持たせているのか。	原案修正	No.12 課題	(修正前) 運動機会の減少などにより、体力・運動能力が長期的にみて低下傾向にあり、体力の向上を一層図る必要があります。  (修正後) 日常生活において体を動かす機会が減少していることから、体力・運動能力が長期的にみて低下傾向にあり、体力の向上を一層図る必要があります。	「運動機会」とは、日常生活で体を動かす機会を指す。具体的には、家庭において歩く機会、地域における体育的活動の機会、休日に友達や家族と体を動かす機会、学校において業前・業間運動や体育授業の機会、外遊びや部活動の機会等の意味で用いている。左記のとおり、より具体的に記述した。
120	基本計画No.12生きる力を育む教育の推進	「体力」向上の推進の書き方と単位施策1の確かな学力の育成の書き方を比べると、取り組みに差を感じる。課題の中で体力の向上を図る必要性を書きながら、施策の中では体力の向上に努めますとの表記にとどまっている。「体力」についても「学力」についての表記と同様、施策1のような取組を示すべきと考える。	原案修正	No.12-8-①	(修正前) 自ら進んで運動をする児童生徒の育成を図り、体力の向上に努めます。  (修正後) 児童生徒の体力の状況と課題を把握し、体育の授業改善や家庭との連携等を通して、自ら進んで運動をする児童生徒を育成し、体力の向上を図ります。	体力向上について、より具体的に明記し、分かりやすい記述とした。
121	基本計画No.12生きる力を育む教育の推進	学力の定着やいじめへの対応にも有効とされている少人数学級の推進について項目に入れていくべき。	原案どおり			国の動向を注視してまいりたい。
122	基本計画No.12生きる力を育む教育の推進	現状に記載があるLAN整備率について、全国平均を下回っている要因は。	原案どおり			予算等の問題がある。No.12-7「情報教育の推進」に記載しており、LAN整備に取り組んでいく。
123	基本計画No.12生きる力を育む教育の推進	「校種間連携の推進」について、小学校、中学校の他、高校や大学との連携があったほうが、小中学生の教育に役立つと思うので、ぜひ進んで行ってほしい。	原案修正	No.12-3-①	(修正前) 小学校・中学校間や幼稚園・保育園・小学校間の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解などを行い、指導の充実を図ります。  (修正後) 幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、 <b>中学校・高等学校間等</b> の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解などを行い、指導の充実を図ります。	市立高校と中学校3校との連携や部活動指導等で交流を行っている。記述が不足していた部分を追加した。
124	基本計画No.12生きる力を育む教育の推進	いじめは卑劣な行為でやってはいけないことを教え込むことは大事だが、一方、世の中に出ても不条理や耐え難い差別はあり、こういったことを乗り越えられる精神力の強い子どもを育てていくということも学校教育では必要と考える。	原案どおり			教師が愛情を持って児童生徒に接し、No.12「生きる力を育む教育の推進」を行うことにより、心を育て生きる力を育みたいと考える。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
125	基本計画No.12生きる力を育む教育の推進	いじめに伴って不登校の問題もあると思うが、分かる範囲でいじめの現状はどうなっているのか。	原案どおり			市内における平成26年度の状況について、小学校49件、中学校60件と報告されている。早期発見と早期対応を基本とし、各種委員会の設置、アンケート調査、相談活動、教員への研修などを行い、いじめの根絶に向けて努力しているところである。
126	基本計画No.13教育環境の整備・充実	資料5-1 P61 単位施策4「食育」とはどのような中身か。栄養学だけでなく、社会の中で食に関わる流れを教えるべき。	原案修正		(修正前) 食に関する指導を中心とした食育を進めます。  (修正後) <b>正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける</b> 食育を進めます。	食育の内容を説明するような文言に修正した。
127	基本計画No.13教育環境の整備・充実	単位施策4で食に関する指導を中心とした食育を進めるとしているのので、栄養教諭を増やしてほしい。学校と給食センター、給食センターと仕入れ業者や生産者と結んで、実物に触れるなど実体験を通じた豊かな食育の展開が望まれる。	原案どおり			実体験を通じた豊かな食育の展開については、事業運営において検討したい。
128	基本計画No.13教育環境の整備・充実	ICTの整備率について、川越の小中学校にどの程度電子黒板等が導入されているのか。	原案どおり			各校3台ずつ電子黒板、プロジェクターを整備している。
129	基本計画No.13教育環境の整備・充実	「小学校・中学校の適正規模・配置と通学区域の弾力化」とあるが、今後10年間で統合されるような学校はどの程度あるのか。	原案どおり			1校可能性があるが、1学級を編成する人数は十分あるため、ここ10年間ででの統合は現在のところ考えていない。
130	基本計画No.13教育環境の整備・充実	食物アレルギーの児童生徒に対する学校給食の対応と、給食費の未納者の問題はどうか。	原案どおり			食物アレルギーについてNo.13-4「学校給食の充実」の③に記載している。給食費未納対策として児童手当等を充てるなどを行い、滞納額は減っている。
131	基本計画No.13教育環境の整備・充実	小中学校へのエアコンの導入について、項目に盛り込まれているのか。	原案どおり			No.13-2「学校施設の整備・充実」の①に記載している。
132	基本計画No.13教育環境の整備・充実	教室への空調設備の現在の導入状況と今後の見通しは。	原案どおり			No.13-2「学校施設の整備・充実」の①に記載している。
133	基本計画No.14文化芸術活動の充実	ウェスタ川越大ホールの使用料について、高校の定期演奏会や学校行事の音楽祭など学生や学校が利用する際の軽減制度を設けてほしいという声を聞いている。今後の施策展開の中で検討してほしい。	原案どおり			条例の範囲内で指定管理者が利用料を設定しているためご理解賜りたい。
134	基本計画No.14文化芸術活動の充実	ウェスタ川越のホールは、市民会館の使用料と比べて高くなった。例えば、中学校の合唱祭が開催できるかどうかという問題にもなっている。料金の弾力化は考えていないのか。	原案どおり			条例の範囲内で指定管理者が利用料金を設定しているためご理解賜りたい。
135	基本計画No.14文化芸術活動の充実	平成27年度のウェスタ川越の大ホールの稼働率について、どのくらい活用され、また予約を受けているのか。	原案どおり			予約率として、7月は61.3%である。
136	基本計画No.14文化芸術活動の充実	ウェスタ川越について、車の乗降場所を設けるべき。乗降場所がない理由は。	原案どおり			南公民館側の出入口にスロープを設置しているため、バス停を車の乗降場所の目安として市民に案内している。
137	基本計画No.14文化芸術活動の充実	ウェスタ川越の運営について、市はどの程度主体的に関われるのか。さらに、市民が使う場合の使用料の優遇措置など、検討されたい。	原案どおり			市民活動・生涯学習施設、男女共同参画施設の料金については区域外居住者との差がある。条例の定める範囲内で料金を設定しており、御理解いただきたい。
138	基本計画No.14文化芸術活動の充実	川越市文化芸術スポーツ振興基金は実際にどのように使われたのか。	原案どおり			子どもに音楽等の魅力を伝えるための文化芸術体験事業を予定している。
139	基本計画No.14文化芸術活動の充実	ウェスタ川越にバス4、5台で来た場合、どこで乗り降りし、駐車したらいいのか。	原案どおり			駐車場について検討したい。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
140	基本計画No.15文化財の保存・活用	無形民俗文化財の保全と後継者の育成について、地味ではあるが、地域の活性化や観光の面にも関連する。これが単位施策に書かれている以上、道具などのメンテナンス費用など、財源の裏付けはどうか。	原案どおり			例年の予算状況から支援できると考える。
141	基本計画No.15文化財の保存・活用	無形民俗文化財の助成が50%ということだが、残りの50%を集めることも大変だという声が比較的に多い。今後の検討課題とされたい。	原案どおり			No.15-2「無形民俗文化財の保存と後継者の育成」の事業を行う上での検討課題としたい。
142	基本計画No.15文化財の保存・活用	仙波館跡が長徳寺に史跡として残っている。仙波氏についてこれからどうしていくのか。	原案どおり			仙波氏については史跡としては館跡が特定できないため、史跡整備は現時点では難しい。
143	基本計画No.16多文化共生と国際交流・協力の推進	姉妹都市は市民の方が中心となって盛り上がり交流することだと思うが、姉妹都市の提携後、時間の経過とともに、市民の方の意識も変わってくる場合もある。相手先のこともあると思うが、そのあたりの課題は。	原案どおり			年月の経過により友好関係が希薄になる部分は認識している。あらゆる機会を通じて交流を深めたい。
144	基本計画No.16多文化共生と国際交流・協力の推進	外国籍市民が、市民との交流や、市が主催するお祭りなどに参加できるような機会を設けることが必要だと思うが、広報に英語でお知らせすることはできないか。催し物の名称くらいは英語表記も入れてもいいと思う。また、このような審議会に外国籍市民が入ってもいいと思うがどうか。	原案どおり			No.16-1「外国籍市民への支援の充実」に包括的に記載されていると考える。多言語による情報提供に広報の英訳概要版が含まれている。また、審議会への外国籍市民の登用は国際化基本計画審議会でされている。
145	基本計画No.17生涯スポーツの推進	市立川越高校バレーボール部が体育館で小・中学生を対象とした指導を行うなどしている。今後、大学に関連した企画も充実してほしい。	原案どおり			大学等の専門機関と連携した取組も行っており、今後の事業運営の中で検討したい。
146	基本計画No.17生涯スポーツの推進	単位施策4-①スポーツ施設の整備及び改善について「市民が」とあるが、使用実態等から、市民に限定する必要性があるのか疑問である。また、「安全かつ安心して使えるよう、整備及び改善を図る」あるが、整備・改善の目的を安全・安心と限定する理由は何か。また、整備理由はできるだけ広いほうがよいと考える。	原案修正	No.17-4-①	(修正前) 既存のスポーツ施設を市民がより安全かつ安心して使えるよう、整備及び改善を図ります。  (修正後)既存のスポーツ施設を <b>利用者</b> がより安全かつ安心して使い、スポーツ振興に資するよう、整備及び改善を図ります。	市民に限定をする必要性がないこと、から「市民」を「利用者」に変更した。また、スポーツ施設の目的として、「スポーツ振興に資する」と考え追記した。
147	基本計画No.17生涯スポーツの推進	生涯スポーツを推進することは、施策の目的である「生涯にわたって心身とも健康で豊かな生活を実現すること」だと思うが、No.9健康づくりの推進との関係で、両者をどう進めていくのか。	原案どおり			No.9「健康づくりの推進」において、食事・運動・健診が大切と考え、総合的に「ときも健康プロジェクト」を進めている。No.17「生涯スポーツの推進」は健康づくりのためのスポーツを大きな柱のひとつとして捉えている。どちらも健康づくりに資する内容と認識している。
148	基本計画No.17生涯スポーツの推進	「新しい体育館の建設」という記載がある理由は。また陸上競技場が陸連の公認から外れている状態は変わったのか。	原案どおり			市役所北側にあった市民体育館をアスベスト問題で取り壊した経緯があり、その代替として計画している。また、陸上競技場は現在2種公認である。
149	基本計画No.18協働による計画的なまちづくりの推進	計画的なまちづくりの推進の単位施策に、社会資本マネジメントの所管課を入れるべき。立地適正化計画に基づく施策を行う場合、公共施設の適正配置や、またそれに基づいて出てくる公有地をいかに上手にマネジメントしながら生かしていくということが重要である。	原案修正		(修正前)-  (修正後)● <b>関連[No.49社会資本マネジメントの推進]</b>	計画全体で関連施策を明記した。なお、計画全体において関連施策の明記をした。
150	基本計画No.18協働による計画的なまちづくりの推進	「新たな拠点の整備」において、②「土地利用想定箇所」という文言があるが、これはどこを指しているのか。	原案どおり			今後の審議会でご提示する。
151	基本計画No.18協働による計画的なまちづくりの推進	「圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺」も新たに土地利用を検討すると書かれているが、将来都市構造図、あるいは土地利用想定箇所に明記しておくべき。	原案どおり			土地利用計画に明記されている。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
152	基本計画No.18協働による計画的なまちづくりの推進	協働による計画的なまちづくりの推進は、地区計画や地区街づくり条例のような細かい単位を中心としてまちづくりを進めていくということがかまわないか。	原案どおり			昨今、地区の特性を生かしたまちづくりを推進すべきという風潮があり、地区計画や条例を活用した住民主体の街づくりを支援する意味で記載している。
153	基本計画No.18協働による計画的なまちづくりの推進	地籍調査や町名地番整理がNo.18「協働による計画的なまちづくり」に掲載されている理由は、No.19「市街地整備の推進」でも良いと考える。	原案どおり			地籍調査について、路線ごとの線ではなく、地域全体の面で境界の確認を行い、道路幅員の円滑化を図る趣旨で記載している。
154	基本計画No.19市街地整備の推進	新河岸駅周辺地区整備について、東西の道路が高階小学校の通学路になっているが、全体的になかなか道路整備が進んでいない。どの程度の期間で、地域への説明も含めた中で、拡張を考えているのか。	原案どおり			平成27～29年度に新河岸駅自由通路を整備し、自由通路を通学路として利用することも検討している。また、No.19-3「新河岸駅周辺地区整備の推進」に記載がある通り、駅を中心とした都市計画道路の整備も予定している。
155	基本計画No.20景観まちづくりの推進	緑や水は景観にとって非常に良いと思うが、川越市は街路樹、公園、広場など緑が足りない気がする。	原案修正	No.20-1-③	(修正前) 市民や事業者がイメージしやすい都市景観形成基準のガイドラインを作成し、周知を図ることにより、魅力ある都市空間を創出します。  (修正後) 市民や事業者がイメージしやすい都市景観形成基準のガイドラインを作成し、周知を図ることにより、 <b>水や緑と調和した</b> 魅力ある都市空間を創出します。	都市の景観には歴史だけではなく、自然の視点も重要と考え、「歴史や自然」という表現を追加した。
156	基本計画No.22交通ネットワークの充実	単体施策2-①川越シャトルについて、「見直しと改善」の中にダイヤの組み方についても言及すべき。大多数の人の目的地となるような駅や病院などへは、電車の発車時刻や受付開始時間等をもっと考慮すべきであり、先方と交渉すべきと考える。	原案どおり			利便性を高め、乗降者数を増やすことを目標としている。ダイヤの組み方については事業運営において検討したい。
157	基本計画No.22交通ネットワークの充実	「東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化及びJR川越線の複線化を促進します。」と記載があるが、人口減少が分かっている中、交通機関も投資をしにくいと思う。市としてどのように取り組んでいくのか。	原案どおり			沿線自治体で構成した協議会を通じ要望活動を行っている。
158	基本計画No.22交通ネットワークの充実	「交通ネットワークの充実と、市民や来街者の利便性を向上」とあるが、バスの利用者数が増えればネットワークの充実になるのか。交通ネットワークはどの程度その結節点を通過して、どこに向かっているのかを把握しないとそのネットワークの有効性を判別できない。指標と目的との整合をはかるべき。	原案修正	No.22 指標	(修正前)－  (修正後) <b>平日の市内鉄道駅における路線バス等発着延べ便数(便/日)</b>	交通ネットワークの結節点に乗り入れしているバスの便数が充実していることは、交通結節点を通過する人の数に関係すると考える。交通ネットワークの充実を図る指標として追加した。
159	基本計画No.22交通ネットワークの充実	できるだけ、住宅地の中にトラックが入ってこないような措置をしたほうが、住みやすいまちには良い。	原案どおり			総合計画に具体的内容を記入することは難しい。大型車の侵入規制については、中心市街地で実施している。
160	基本計画No.22交通ネットワークの充実	デマンド型の交通システム実証実験について、結果はどうだったのか。	原案どおり			実験期間6ヶ月間、対象地域人口12,474人のうち、167人の利用者があった。今後、HP上で報告を行いたいと考えている。
161	基本計画No.22交通ネットワークの充実	自転車シェアリングの保険関係は。	原案どおり			TSマークによる傷害保険、賠償責任保険は適用されるが、利用者起因するものは適用外である。
162	基本計画No.22交通ネットワークの充実	パークアンドライドについて、市内循環バスをうまく利用した形に変えたほうが良い。今の市内の現状では、実施することは非常に厳しい。考え方を変えたほうが良い。	原案どおり			自動車の迂回誘導や郊外型駐車場を活用したパークアンドライドについては、より効果的な手法の検討も含め、引き続き行っていく必要があると考える。



第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
163	基本計画No.22交通ネットワークの充実	自転車レーンについては早めに進めるべき。自転車を利用する人は非常に多く、マナーも悪い人もいるため、左側通行の矢印を付けた方が良い。	原案どおり			No.22-1「交通円滑化方策の推進」のほか、「自転車レーンの整備等」に含まれると考える。なお、左側通行の矢印については事業の中で検討する内容と考える。
164	基本計画No.23治水事業の推進	現在、荒川でスーパー堤防の工事を行っているが、川越線の鉄橋部分については工事が進んでいない。弱いところから堤防の崩れるおそれがあり、住民は心配している。ぜひその点を記入してほしい。	原案修正	No.23-2-⑤(追加)	(修正前)－ (修正後)国、県に要望するなど、荒川における堤防の整備を促進します。	荒川の氾濫は本市の広域に被害を及ぼす恐れがあり、総合計画に位置付け、国や県に要望を続けていくべきと考え、明記した。
165	基本計画No.23治水事業の推進	施策の指標について、雨水流出抑制や排水機場、排水ポンプ場の課題等、色々な課題があるなかで、久保川の改修の進捗状況だけを指標とすることは、指標の立て方自体に問題があると思う。	原案修正	No.23 指標	(修正前)久保川の改修の進捗状況 (修正後)削除	久保川の進捗状況のみでは、浸水被害への対策の一つを表すにすぎず、治水全体の指標としては適切ではなく削除した。
166	基本計画No.24水道水の安定供給	水道料金の徴収について、1社が業務委託を受けていることに対して、市民がどのようなメリットを受けているか。また、委託契約の内容は市民に公開されているのか。	原案どおり			民間で川越駅西口に窓口を作り営業時間も延びるなど、市民サービスの向上につながっている。また、職員の人員削減や費用削減の効果もあった。
167	基本計画No.24水道水の安定供給	指標の「配水管の耐震化率」が%の表示になっているが、No.31「公共下水道事業の充実」では、「長寿命化管きよ延長」がkmの表示になっている違いは。	原案どおり			上水道の配水管耐震化実施対象が全て決まっているため%表示できるが、下水道の長寿命化実施対象が全て決まっておらず、優先地区を選定して順次事業を行っているためである。
168	基本計画No.24水道水の安定供給	上下水道のふたと道路がマッチしていない。トラックがふたに乗るとすごい振動がしたり音がする。検討できないか。	原案どおり			総合計画に具体的内容を記入することは難しい。事業の中で対応してまいりたい。
169	基本計画No.24水道水の安定供給	「民間委託の拡充を図ります」と記載があるが、結果として非正規の人間が増えるような民間委託はやめたほうが良い。どういった情報をもってこういう判断をしているのか。	原案どおり			独立採算事業であり、限られた経費のなか、効率的に水道事業を運営するためには民間の力を借りることは必要と考える。
170	基本計画No.25公共下水道事業の充実	公共下水道事業の整備の未整備区域においても、今後下水道整備がされると期待している市民は多くいる。公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽等で全体を管理する方向性をしっかり市民に示すべき。水道は普及率100%を示しているながら、公共下水道は何ら整備の方針が見えない。	原案どおり			公共用水域の水質保全の推進に向けて、川越市生活排水処理基本計画に基づき生活排水処理施設整備を進めており、御理解をいただけるよう周知に努めたい。
171	基本計画No.26公園・緑地の充実	公園と広場の違いと都市公園とするための必要な条件は。	原案どおり			一般的には、公園、寺社境内、駅前広場、学校の運動場、市役所・公民館等の前庭、河川敷などの空間が「広場」として認識されているが、説明の中で使用した「公園」及び「広場」という言葉については、「公園」とは、川越市が条例に基づき都市公園として公告し管理している施設を指している。一方、「広場」とは、都市公園以外の市の管理地で市民が自由に利用できる空地のことを指している。 なお、都市公園の要件については、条例に標準的な公園の敷地面積が定められている。
172	基本計画No.26公園・緑地の充実	単位施策の中には広場の文字がなく、指標の中にはあるが、広場の文字を入れるべき。今、子どもたちには広場が必要と考える。(ここでいう広場は、広い場所、多目的に使用、遊べる所の意味)	原案どおり	No.26-3-②		「公園づくり」には広場の要素を持った公園の整備が含まれているため。 また、「公園・広場等の利用のしやすさ」は、厳密に公園の利用のしやすさのみを表すものではないが、明確な関係性が認められるため、指標として問題ないとする。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
173	基本計画No.26公園・緑地の充実	「公園の適切な管理と魅力の創出」の③「子どもが自由な遊びを通じてさまざまな体験や交流ができるよう、NPO法人等との協働により、公園の新たな活用を検討します。」の記述について、NPO法人との協働でどのような施策の内容を考えているか。 また、ある程度限定された公園で行うのか、あるいは市内全域の公園で行うのか。	原案どおり			地元自治会、NPO及び市にて協働し、公園・児童遊園を活用し、プレーパークとして魅力ある事業の実施を検討したい。対象は市内全域とするが、各地域に実施意向を確認したうえ、賛同のあったところから実施していくことを考えている。
174	基本計画No.26公園・緑地の充実	市街地整備の推進の中に公園の記載がないが、災害時の避難場所にもなり、駅のそばに広い公園をつくってはどうか。	原案どおり			No.26-1「身近な公園の整備」の中に含まれる内容と考える。
175	基本計画No.26公園・緑地の充実	ウェスタの広場はウェスタ川越の管理地であり、公園とは違う。公園は地方公共団体が設け、不特定多数の人が使うことができるものだと考える。 緑があふれ、地域の人が集える、そういう広場、公園が川越駅の近くに不可欠で、設置の方向で考えてほしい。	原案どおり			No.32-1「身近な公園の整備」の中に含まれる内容と考える。
176	基本計画No.27良好な住環境の創出	市営住宅の居住者の内、4割が高齢者になっていると問題視しているにもかかわらず、施策としては何ら示していない。現状認識していて、課題視していない。3～5階に居住している高齢者は外出も行わない様な状況も聞く。孤独死防止等も考えれば、高齢居住者への対策を示すべきと考える。	原案どおり			長寿命化や建てかえ等の検討の中で、高齢居住者への対策についても考慮していきたい。
177	基本計画No.27良好な住環境の創出	「安全な住宅環境の促進」において、②「建築協定の策定等を支援し、住みよい住環境の創出を促進します。」とあるが、建築協定よりも、街づくり推進条例を活用して、住民自治の下で住みやすい住環境の創出ができるようなシステムの方が良い。	原案どおり			建築協定について、現在建築協定の策定を行っている地域もあることからまちづくりの制度の一つとしてNo.27「良好な住環境の創出」に記載している。 また、「川越市地区街づくり推進条例」についても、住環境の創出の手段の一つとして認識しており、住環境を含めたまちづくりの制度としてNo.18「協働による計画的なまちづくりの推進」に記載している。
178	基本計画No.27良好な住環境の創出	「空き家対策の推進」について、空き家になる前の対策として、地区レベルで住民自治の下、地域のことは地域で解決して、それに対して支援していくような書きぶりにすべき。	原案修正	No.27-2-①	(修正前) 住宅が密集した市街地において、空き家発生を防ぐ取組を検討します。  (修正後) 住宅が密集した市街地において、周辺住民の協力を得ながら、空き家発生を防ぐ取組を検討します。	特定空き家の発生防止には、近隣・周辺住民の協力が必要と考えることから修正した。
179	基本計画No.27良好な住環境の創出	市営住宅、公営住宅といった低所得者向けの住宅が圧倒的に足りていない気がしている。空き家がある一方で、そういった公営住宅が不足している。この施策の課題、あるいは現状に記載があっても良いと考える。	原案どおり			市営住宅の一番の課題は老朽化への対応であり、入居希望者が入居できるよう整備する必要がある。
180	基本計画No.27良好な住環境の創出	川越市内で持ち主が分かっていない空き家の戸数と今後の対策は。	原案どおり			総務省の調査によると平成25年時点で17,510となっている。空き家対策は現在検討中である。
181	基本計画No.27良好な住環境の創出	空き家については、No.18「協働による計画的なまちづくりの推進」にあっても良い大きな問題である。一番街の北エリア、南エリアは開発されているが、その間にある結節地域の活性化は都市計画上非常に大きなポイントである。このエリアの空き家について、No.18にある協働により、民間の事業者や団体を巻き込んで、早期の把握をしていくべきと考える。	原案どおり			空き家問題も含め、住宅政策の重要性からNo.18「良好な住環境の創出」を独立した施策としている。また、No.18「協働による計画的なまちづくりの推進」の施策との整合の必要性は認識している。
182	基本計画No.28産業間の連携と中小企業支援	基本的には川越には中小企業が多いが、むしろこれを強みにすることができる。その場合、産業間の連携が必要になってくるが、異業種の交流であれ6次産業化であれ、川越市という公が中小事業者間のコーディネートをごまかすのであれば良いのか、ビジョンや見通しを持っているか。	原案どおり			No.28-1「産業間連携の推進と地域経済の振興」について、中小企業間の連携にあたり、市にもコーディネートの役割があると考えている。 なお、コーディネートの考え方については事業を進める中で検討したい。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
183	基本計画No.28産業間の連携と中小企業支援	川越市は比較的産業資源、観光資源に恵まれた都市だが、何のまちだろうというのが意外と出てこない。そういった点から、工業、農業、商業でのブランド化という観点を持つことが必要と考える。	原案どおり			No.28-1「産業間連携の推進と地域経済の振興」において、「川越ブランド」について記載している。
184	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	「労働法や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発」とあるが、就職に当たって、その企業の労働条件が普通なのか異常なのかの判断も必要であり、将来の労働者である高校生、大学生に啓発してほしい。	原案どおり			No.29-2「労働環境の改善」において含まれる内容である。
185	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	「仕事と家庭の両立」について、使用者側、労働者側の双方に対して促進、啓発に努めていただきたい。	原案どおり			No.29-2「労働環境の改善」、No.41-2「ワーク・ライフ・バランスの促進」において含まれる内容である。
186	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	現状に、「非正規労働者や派遣労働者が増加傾向にあります。」と記載してあることについて、先般の労働者派遣法が半ば強引に成立しているが、これによりさらに非正規、派遣労働者が増加するのではという懸念がある。この非正規、派遣の多くの方がワーキングプアになっている現状もある。市として非正規、派遣社員(特にその中のワーキングプア)が増加しない様な施策について考えがあるのか。	原案どおり			No.29-1「就労の支援」とNo.29-2「労働環境の充実」に記載している。具体的には正社員対象の若者の就職面接会などの事業を行っている。
187	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	年金の支給年齢の引き上げも進んでいる中で、65歳以降70歳くらいまで働きたい高齢者も増えてくると考える。高齢者の雇用、就労支援について、市の考えは。	原案どおり			No.29-1「就労の支援」の②に年齢層に応じた就労支援を記載している。具体的には川越しごと支援センターの活用やNPOやワーカースコレクティブ等の働き口の多様化も考えている。
188	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	大学生はかわいそうなくらいブラック企業を恐れている。労働法や、ブラック企業などの観点から、大学内で簡単な講座を行うことや、大学との連携を考えてほしい。	原案どおり			No.29-2「労働環境の改善」に記載された内容に含まれている。事業の中で、労働法の出前セミナーを高校生を対象に実施しているが、大学生も検討したい。
189	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	統計的な資料は持ち合わせてはいないが、印象として、川越で働きたいと思っている学生はどれだけいるかという問題があると考え。	原案どおり			川越で働きたいと思う学生を増やすためには、川越の産業の発展やまちの魅力の向上など、総合的な川越のイメージアップも必要と考える。 No.29「就労の支援と労働環境の改善」の施策だけで達成できる課題ではないと考 No.29-4「川越でのしごと支援」に記載がある。
190	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	「川越でのしごと支援」について、川越市内の企業の労働者に対する賃金は県内でも高い位置にある。その意味では、川越市民が川越市内で働けるということは非常に重要なことで、税収アップの対策にもなると考える。	原案どおり			
191	基本計画No.29就労の支援と労働環境の改善	個人の見解として非正規労働者や派遣労働者の増加は悪いことだと判断している。現状の標記について、「女性、高齢者や障害のある人の社会進出も進んでいます。」という良いと考えられる記述と、「非正規労働者や派遣労働者の増加」という記述を、「また」でつないでいることに非常に違和感を感じる。 「非正規労働者や派遣労働者が増加傾向にあります」で終わりにし、「女性、高齢者～」を独立した記述としてもらいたい。	原案修正		(修正前) 就労形態の多様化が進む中で、非正規労働者や派遣労働者が増加傾向にあります。また、女性、高齢者や障害のある人の社会進出も進んでいます。  (修正後) ・非正規労働者や派遣労働者が増加傾向にあります。 ・女性、高齢者や障害のある人の社会進出も進んでいます。	分けて記載したほうが意味が分かりやすくなる。と考える。
192	基本計画No.30農業の振興	課題に「農業所得の向上」とあるが、法人なども含めた視点であって、農家所得の向上も必要である。農家所得の向上がない限り、後継者不足の解消にならない。農家所得について記載してほしい。	原案どおり			農家所得も重要だが、農業後継者の不足や農地の減少等の背景には、農業所得の低迷があると考え。
193	基本計画No.30農業の振興	「人・農地プラン」について、現在何地域ぐらいで話し合いが行われているか、またその内容は進んでいるか。	原案どおり			芳野地区と名細地区は終了しており、現在は福原地区で進めている。概ね3～5年で計画策定を予定している。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
194	基本計画No.30農業の振興	「伝統的手法」とは。	原案どおり			三富地域の落ち葉から作る堆肥を使った農法などを指す。
195	基本計画No.30農業の振興	「農業や化学肥料を削減した野菜等、付加価値のある農産物の生産を支援します。」とあるが、どう支援するのか。	原案どおり			農産物のブランド化を進める上で、安全・安心が消費者に一番受け入れられる要素であり、有機野菜など付加価値の高い農産物の生産を支援していきたいと考える。
196	基本計画No.30農業の振興	指標の「地域の中心となる経営体の数」、人・農地プランにおいて地域の中心の経営体として位置付けられている経営体が36とあるが、状況はどうなっているのか。	原案どおり			芳野地区で27、名細地区で9、合計36となっている。
197	基本計画No.30農業の振興	食える農業を考えないと農地の保全も、農業を続けることもできない。企業の参入や意欲的な若者が就農できるような、柔軟な農地政策を市としても行うべき。	原案どおり			No.30-3「担い手の育成・確保の推進」において、新規就農者や企業参入の支援の記載がある。
198	基本計画No.30農業の振興	川越は大消費地が身近にあり、非常に恵まれた環境にある。都市との連携も大事だが、最近はスーパーなどで生産者の顔写真を貼りだして販売していることもあるので、こういうことも進めてほしい。	原案どおり			No.30-1「食料の安定供給と地産地消の推進」での「地産地消を推進する取組」に含まれる。
199	基本計画No.30農業の振興	家庭菜園(市民農園)は高齢者が生きがいのある生活を送っていくという意味において役割が大きい。市も仲介を行っているとは思いますが、ここに力強く書いてもらいたい。	原案どおり			No.30-5「農業とのふれあいの推進」に市民農園の設置や運営の支援についての記載がある。
200	基本計画No.31商業の振興	国にはやる気のある自治体や民間団体に対して補助金のメニューが多数用意されているが、市民の側からは分かりにくい面もあり、市から市民や民間団体に国の補助金活用を提案していくべき。	原案どおり			計画への反映ではなく、それぞれの事業の中で意識していきたい。
201	基本計画No.31商業の振興	この施策は全体的に商店街の内容という感じがするが、商店街にも属さない、現在残っている、まちなかにある小売店について、川越市はこの政策のなかでどのように考えているのか。	原案どおり			専門家の派遣などを行っている。また、リノベーションの活用を検討もしている。
202	基本計画No.31商業の振興	この先10年、20年の施策を考えたときに、新規参入を促していくような仕組みづくりを打ち出す必要がある。野放しにして新規参入が進むと、望まないタイプの商店が進出してくる可能性がある。市が地域最適という視点から、市の商業集積等をマネジメントしていくという視点が必要である。「地域の商業集積に合った形で新規参入を促していくような仕組みづくりをします。」という表現で施策として打ち出していくといい。	原案修正	No.37-3-②(追加)	(修正前) — (修正後) 地域の商業集積のあり方を検討し、それに見合った店舗の新規参入を促進します。	御意見のとおり、店主等とも話し合いを重ねながら地域に望ましい商業エリアのビジョンを描き、そのビジョンに合った店舗誘致を図っていく必要があると考える。
203	基本計画No.32工業の振興	川越ものづくりブランド認定数19件とあるが、具体的にどんなものがあるのか。	原案どおり			平成26年度認定の商品として、エコ棺桶、マイクロ波ゴム加硫装置等がある。
204	基本計画No.33観光の振興	川越の今の自然環境である、川を活用した観光施策を通年で行ってもらいたい。今後につながる施策はあるのか。	原案どおり			No.33-1-②「地域の特性を生かし、観光資源の発掘と有効活用を図る～」に含まれると考える。川を活用した観光施策は、地域における観光資源の有効活用を図る中で検討したい。
205	基本計画No.33観光の振興	川越市の観光資源を活用した観光についての表現が載っていない。蔵造り、一番街もあるが、川越に今あるさまざまな資源を活用した観光の振興を進めてほしい。	原案どおり			No.33-1「戦略的な観光事業の推進」において、「観光資源の発掘と有効活用を図る」と記載があり、事業の中で振興策を進めてまいりたい。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
206	基本計画No.33観光の振興	リピーターを増やす必要と書かれているが、土産物屋を見ても全国どこへいってもあるようなものが売られていて、川越の特色があるものがなかなか売られていないという面がある。	原案どおり			No.33-1「戦略的な観光事業の推進」において、「地域の特色を生かし、観光資源の発掘と有効活用を図る」と記載がある。また、No.28-1「産業間連携の推進と地域経済の振興」において、「川越ブランド」の記載がある。実際に川越の特色のある土産物の開発、販売は、民間事業者等との連携が必要と考える。
207	基本計画No.33観光の振興	蔵造りと、たくさんあるお寺を結びつけた観光を広げるべき。面的な広がりも出て、滞在時間の延長にもつながると考える。	原案どおり			No.33-1「戦略的な観光事業の推進」において、「地域の特性を生かし、観光資源の発掘と有効活用を図る」と記述があり、寺のような地域資源を活用する意味を含んでいる。
208	基本計画No.33観光の振興	観光とクリアモールを上手く結びつければ商業の振興にもなる。市が商業と観光の振興を一緒に捉えればすごくいいまちづくりができると思う。	原案どおり			No.33-1「戦略的な観光事業の推進」において、「農業、商業及び工業との連携」と記述がある。
209	基本計画No.33観光の振興	観光客が川越に落とす金額が下がってきていると聞いたことがある。お昼だけ食べて帰ってしまうとか、色々な要素があるのだと考えるが、単位施策の中にもう少し具体的に書いたほうが良い。	原案どおり			No.33-1「戦略的な観光事業の推進」に記載がある「観光による地域経済の振興」は、観光による経済効果の意味であり、「客単価の向上」も含んでいる。
210	基本計画No.33観光の振興	観光事業者との情報交換、交流は行っているのか。	原案どおり			市内旅行代理店やバス会社等から意見を聞く機会を多く設けるようにしている。
211	基本計画No.33観光の振興	川越の歴史的建造物の説明をするようなツアーを行うと、観光客の滞在時間も増えると思う。歴史の話などもすると、観光にいらした方もお土産も魅力的に見えて、川越の経済も潤うのではないかと。川越は魅力的なまちだが、魅力が伝わっていないため、もっと広めるような取組があると良い。	原案どおり			No.33-1「戦略的な観光事業の推進」において、滞在時間の延長やPRなどの記載がある。
212	基本計画No.33観光の振興	一番街の観光客、歩行者の安全を確保するための単位施策がない。	原案どおり			No.22-1「交通円滑化方策の推進」のほか、②「自動車の迂回誘導」、「公共交通機関の利用促進や適切な交通規制の検討」とあり、観光客等の安全を確保する意味も含まれると考える。
213	基本計画No.35地球温暖化対策の推進	「省エネルギーの推進」について、意識啓発だけではなく、企業との共同研究を行っていくことも必要と考える。共同研究の成果として、市内の中小企業の利益を生み出すとも考える。	原案どおり			今後、企業等と協働研究ができるか検討したい。
214	基本計画No.35地球温暖化対策の推進	「再生可能エネルギー等の導入促進」について、現在、水素以外に新たに検討している分野があるのか。	原案どおり			現時点において総合計画の中で記載することは難しいが、再生可能エネルギーの普及促進ができる施策を展開していきたいと考える。
215	基本計画No.35地球温暖化対策の推進	川越に多くの人に来ていただくに当たり、少しでも快適に、暑さを和らげる対策が大事だと思うが、そういった視点はあるのか。	原案どおり			No.35-2「省エネルギーの推進」において含まれると考える。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
216	基本計画No.36循環型社会の構築	現状・課題に路上喫煙やたばこの吸いがら等に関する記述があるが、なぜこの施策にあるのか。	原案どおり			「川越市路上喫煙の防止に関する条例」の目的がたばこの吸い殻の散乱防止をすることから、No.36「循環型社会の構築」に位置付ける。
217	基本計画No.36循環型社会の構築	指標「年間最終処分量」について、目標値を1,000と980とした根拠と、この目標値を達成するための施策は何か。	原案どおり			排出される残渣の90%を資源化する想定から目標値を設定した。
218	基本計画No.36循環型社会の構築	路上喫煙について、施策名だけとるとNo.44生活環境の保全のほうがふさわしい施策だと考える。	原案どおり			「川越市路上喫煙の防止に関する条例」の目的がたばこの吸い殻の散乱防止をすることから、No.36「循環型社会の構築」に位置付ける。
219	基本計画No.36循環型社会の構築	「年間最終処分量」について、かなり高い目標と感じた。高くはあるが、ぜひ近づきように努力されたい。	原案修正	No.36 指標	(修正前) 年間最終処分量  (修正後) 削除	外部要因も含め、さまざまな要因により、指標の数値がぶれてしまうため、指標設定を見直した。
220	基本計画No.36循環型社会の構築	「ごみ処理の有料化を推進します。」とあるが、言葉としてもう少しお願いするような表現にすべき。	原案修正	No.36-1-①	(修正前) ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を推進します。  (修正後) ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。	「川越市廃棄物減量等推進審議会」からの答申のなお書きには、「有料化を実施する場合は、～慎重に検討されるよう要望します。」の文言があり、答申のなお書きを含めた全体表現となるため、推し進めるという強い意味の「推進します」から、「慎重に進めます」に変更した。
221	基本計画No.36循環型社会の構築	一般的に市のサービスは租税収入で賄われるが、ゴミ処理を上下水道のようにどこまでサービスの有料化を進めていくのか。租税法律主義により租税は法に基づいているが、他のサービスを有料化していくと、租税法律主義が崩れていくような気がする。どこまで租税で負担するのか、明確な哲学を持ってもらいたい。「公平性確保の観点」とあるが、何と比べて公平性であるのか。	原案修正	No.36-1-①	(修正前) ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を推進します。  (修正後) ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。	「川越市廃棄物減量等推進審議会」からの答申のなお書きには、「有料化を実施する場合は、～慎重に検討されるよう要望します。」の文言があり、答申のなお書きを含めた全体表現となるため、推し進めるという強い意味の「推進します」から、「慎重に進めます」に変更した。
222	基本計画No.36循環型社会の構築	「ごみ処理の有料化」について、審議会の答申では、実施する際には社会情勢等々十分考慮して慎重に検討されるよう要望いたしますという文言が入っている。排出量の削減に一定の効果はあることは理解しているが、さまざま検討すべき課題があり、この表現は再考されたい。	原案修正	No.36-1-①	(修正前) ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を推進します。  (修正後) ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。	「川越市廃棄物減量等推進審議会」からの答申のなお書きには、「有料化を実施する場合は、～慎重に検討されるよう要望します。」の文言があり、答申のなお書きを含めた全体表現となるため、推し進めるという強い意味の「推進します」から、「慎重に進めます」に変更した。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
223	基本計画No.36循環型社会の構築	「ごみ処理の有料化」について、この問題を扱った別の審議会において慎重、考慮を要するといった表現で答申した中、総合計画審議会で「推進します。」と答申することは明らかに越権であり、認めることはできない。	原案修正	No.36-1-①	(修正前) ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を推進します。  (修正後) ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。	「川越市廃棄物減量等推進審議会」からの答申のなお書きには、「有料化を実施する場合は、～慎重に検討されるよう要望します。」の文言があり、答申のなお書きを含めた全体表現となるため、押し進めるという強い意味の「推進します」から、「慎重に進めます」に変更した。
224	基本計画No.36循環型社会の構築	「ごみ処理の有料化」について「推進します。」の表現は不相当だと考える。	原案修正	No.36-1-①	(修正前) ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を推進します。  (修正後) ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。	「川越市廃棄物減量等推進審議会」からの答申のなお書きには、「有料化を実施する場合は、～慎重に検討されるよう要望します。」の文言があり、答申のなお書きを含めた全体表現となるため、押し進めるという強い意味の「推進します」から、「慎重に進めます」に変更した。
225	基本計画No.37自然共生の推進	街路樹や公共施設周辺の植栽について記載がほしい。また、これにあたっては環境政策課との連携を密にすべき。	原案どおり			No.37-2に緑の創出について記載があり、意味が含まれている。 また、関連施策を明記している。
226	基本計画No.37自然共生の推進	「水辺環境の保全」について、①「水辺を活用した啓発事業を実施し、市民参加による保全活動を支援・推進するとともに、市民の水辺環境に対する理解を深めます。」という記述であり、表題では「水辺環境の保全」であるにもかかわらず、「支援・推進するとともに、～理解を深めます。」という表現にとどまっている。水辺環境の保全を推進する。という表現にしたい。	原案どおり			単位施策に記載されている内容は基本的には実施する内容であり、「市民参加による保全活動を支援・推進」と「市民の水辺環境に対する理解を深める」ことが実施内容である。 なお、関連施策として、「No.26公園・緑地の充実」を記載している。
227	基本計画No.37自然共生の推進	「水辺環境の保全」について、最初に理解をしていただくことが重要であることは分かるが、保全の確保が目的であり、目的をしっかりと書いておくことが重要である。表現を改めていただきたい。	原案どおり			単位施策に記載されている内容は基本的には実施する内容であり、「市民参加による保全活動を支援・推進」と「市民の水辺環境に対する理解を深める」ことが実施内容である。
228	基本計画No.37自然共生の推進	緑について、課ごとにこだわり過ぎず、一括して掲げる書き方も有効だと考える。課から出てきたものを全部掲げるのは、工夫が足りなく調整力不足だと感じる。	原案修正	No.37-2	(修正前) —  (修正後) ●関連[No.20景観まちづくりの推進] ●関連[No.21道路交通体系の整備] ●関連[No.26公園・緑地の充実]	緑については、主に都市基盤と環境という両面からの視点があり、それぞれの施策に位置付けている。 なお、それぞれの施策において関連施策を明記した。
229	基本計画No.37自然共生の推進	「緑の創出」について、道路、公園も含め全体で、全課にまたがる施策だと考える。横断的な取組として頑張っていたいただきたい。	原案修正	No.37-2	(修正前) —  (修正後) ●関連[No.20景観まちづくりの推進] ●関連[No.21道路交通体系の整備] ●関連[No.26公園・緑地の充実]	緑については、主に都市基盤と環境という両面からの視点があり、それぞれの施策に位置付けている。 なお、それぞれの施策において関連施策を明記した。
230	基本計画No.37自然共生の推進	市街地の緑については、本来は都市整備、都市計画の中でしっかり議論すべきこと。「防災機能を有するオープンスペース」とはどんなところか。	原案どおり			No.26「公園・緑地の充実」において、「緑」について記載されている。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
231	基本計画No.37自然共生の推進	10年後、現状からどのくらい市街地に緑を増やしていこうと考えているのか。都市に対する緑について、もう少ししっかり捉えて記載すべき。	原案どおり			どの程度緑を増やしていくかについては、緑の基本計画において検討していく。
232	基本計画No.37自然共生の推進	今後どのように緑を増やしていくのかをしっかりと総合計画で捉えながら、緑の計画に下していけるような関連性を持つべきだと考える。	原案どおり			総合計画と並行して、緑の基本計画の改定を整合を図りながら行っている。
233	基本計画No.37自然共生の推進	生物多様性の保全について、レッドデータみたいなものを作成していくのか。	原案どおり			レッドデータレベルは専門家の知識が必要であるが、一定レベルのデータの収集・分析ができた段階で公表したい。
234	基本計画No.37自然共生の推進	緑の創出は都市計画を考える上ですごく重要な視点。緑を創出していく上で、また生物多様性を保っていく上で、緑をどのようにまちに配置すべきか、望ましい形があると思う。市民の関心も高い話なので、ぜひそれを考える機会をつくっていただきたい。そういった価値観のもとまちづくりを行っていただきたい。	原案どおり			みどりの基本計画等、個別計画において検討すべきと考える。
235	基本計画No.37自然共生の推進	外来生物の駆除について、具体的にどういう対応をとるのか伺いたい。	原案どおり			アライグマの被害が増えており、農政サイドにおいても協議会を立ち上げ対応している。
236	基本計画No.37自然共生の推進	街路樹の剪定が強く、無残な形になっていて、あれを見ると緑を重視しているようには思えない。落ち葉の問題などで街路樹を導入しにくいところであれば、どうやって緑を補うか等、改善点についてお伺いしたい。	原案どおり			庁内関係部署で連携をとり、対応を検討してまいりたい。
237	基本計画No.37自然共生の推進	「特定外来生物の防除」について、農業の被害がどのくらいあるかお伺いしたい。また、この防除という言葉と、駆除、捕獲、これらの言葉をどう使うのか。	原案どおり			アライグマの被害が増えており、農政サイドにおいても協議会を立ち上げ対応している。
238	基本計画No.37自然共生の推進	街路樹について、市民から苦情が多く寄せられ、強剪定になってしまうのと思うが、そこは行政が強いリーダーシップをもっていただき、言われたからすぐ切る様なことはないようお願いしたい。	原案どおり			No.43-2「緑の創出」に記載している。具体的には事業運営において検討する。
239	基本計画No.38生活環境の保全	指標「生活排水処理率」について、公共下水道処理可能人口、農業集落排水整備区域内、合併処理浄化槽利用とあるが、現状の94.3%の内訳と、どの数値が上がると100%になるのかお聞かせいただきたい。	原案どおり			単独浄化槽から合併浄化槽への転換が必要となる。
240	基本計画No.38生活環境の保全	合併処理浄化槽、単独処理浄化槽のエリアは農業用水のエリアでもあり、管理が二重行政であり、どちらも責任を転嫁している部分がある。水質の環境保全に対してはもう少し広いアクションを起こしてもいい気がする。	原案どおり			水質の環境保全について、環境の担当部署と農業の担当部署、それぞれ協力して実施する。
241	基本計画No.38生活環境の保全	BODのように科学的な数値を示すだけではなく、清流をどのように回復していくのか、また、人がそこに入って行けるような水辺に近づいていけるのかという視点ではいかがか。	原案どおり			No.38-2「水・土壌環境対策」において含まれる。河川や土壌、地下水の汚染状況の継続監視を行うに当たり科学的な数値は必要と考える。なお、No.37-3「水辺環境の保全」の記述にも含まれる。
242	基本計画No.38生活環境の保全	合併処理浄化槽への転換を6%弱上げるにはそれなりの事業計画が必要だと考える。	原案どおり			合併処理浄化槽への転換については、計画的に実施していく。



第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
243	基本計画No.39地域コミュニティ活動の推進	自治会など地域の担い手不足の課題がある。行政は、もう少し力を入れて対応していかないと、基本構想の「つながり」に行きつかないし、住民自治の推進もできなくなってしまう。ぜひその点を考慮してもらいたい。考えも聞きたい。	原案修正	No.39-1-③	(修正前) さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保にむけた取組を検討します。  (修正後) さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保にむけた取組を <b>促進します</b> 。	地域活動の担い手不足という課題に対し、地域の主体性を尊重しながら、行政としても、対応し、地域と行政が一緒に取り組んでいく意味で、促進とした。
244	基本計画No.39地域コミュニティ活動の推進	担い手不足について、もう少し突っ込んだ形でやらないと、住民自治の推進もできなくなる。ぜひ考慮してほしい。	原案修正	No.39-1-③	(修正前) さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保にむけた取組を検討します。  (修正後) さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保にむけた取組を <b>促進します</b> 。	地域活動の担い手不足という課題に対し、地域の主体性を尊重しながら、行政としても、対応し、地域と行政が一緒に取り組んでいく意味で、促進とした。
245	基本計画No.39地域コミュニティ活動の推進	地域では、地域会議という受け皿づくりを進めているが、縦割り行政ではなく、行政は似たような部分があるので、それは一括しながら、お互いに行政の会議で連携をしながら地域におろしてもらいたい。それぞれの部署が単独で地域におろしているのは、はっきり言ってやりきれない。	原案どおり			No.47-2「地域内分権の推進」に記載がある、「地域会議への運営や活動に係る支援」のなかで、行政内部で縦割りにならないような事務を進めたい。
246	基本計画No.47住民自治の推進	地域会議はこうあるべきであるとか、定義を定めるべき。そうでないと、地域会議の目的が分からなくなってしまう。これは重要なことだと思っている。	原案修正	No.47 注釈	(修正前) —  (修正後) * <u>地域会議／地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域で抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。</u>	地域会議は新しい制度であり、地域会議の定義を周知するため注釈に記入した。
247	基本計画No.47住民自治の推進	地域会議と自治会、地区の社会福祉協議会等とのすみ分けについて、明記しておいた方がいい。	原案どおり			基本計画にそれぞれのすみ分けまで明記することはスペース的にも難しい。
248	基本計画No.47住民自治の推進	行政から地域会議に縦割りで色々な部署からおりてきて、たぶん地域会議で一応受けて、色々な会議に流すような形なのだと思うが、地域会議等におろす場合、行政も整理をしてからおろしていただきたい。個別におりてくると本当に困ってしまう。図式化して地域住民に分かるようにしてもらおうと一番いい。	原案修正	No.47-2-②	(修正前) 地域会議の運営や活動に係る支援を行います。  (修正後) 地域会議の運営や活動に係る支援を行います。また、 <u>地域会議の運営体制に応じた各種施策の展開を図ります。</u>	地域コミュニティの担い手の育成について、行政としても積極的に対応すべきと考え、「検討」を「推進」に変更する。
249	基本計画No.39地域コミュニティ活動の推進	川越市の場合自治会を中心として地域社会を構築していくと読み取ることができ。自治会の業務量が余りに膨大過ぎるところが問題だろうと思うが、たださえ加入率が下がっている自治会が地域社会の構築をそもそもできるのかということを入れて、それを補うような地域コミュニティ活動を進めていく必要があると考える。	原案どおり			No.47-2「地域内分権の推進」に記載。地域会議の支援等により、自治会の負担が軽減することも考えられる。
250	基本計画No.39地域コミュニティ活動の推進	自治会の加入率を上げるには、自治会任せではなく、いろいろな意味で行政が関わっていくべきと考える。	原案どおり			毎年自治会の加入率が減少している状況があり、御意見のとおり、行政としても自治会連合会と連携して対応してまいりたい。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
251	基本計画No.39地域コミュニティ活動の推進	市役所の下請け機関だから自治会に加入したくないという声もある。	原案どおり			ご意見を参考に事業を進めてまいりたい。
252	基本計画No.40平和で思いやりのある社会づくり	子どもたちに地域や学校で戦争の実態や事実を語り継いでいくことが必要だと思う。	原案どおり			事業運営の中で進めていきたい。
253	基本計画No.42防災体制の整備	目的と現状のところ、「テロ攻撃等」は、単位施策ではオーバーな表現で不要ではないか。テロ攻撃で、市民を保護することをするのか。	原案どおり			東京オリンピックのゴルフ競技の開催も予定されていることから、「テロ攻撃等」を課題認識する必要はあると考える。
254	基本計画No.42防災体制の整備	市民を守り抜く力としての「レジリエンス」 ①頑強性(災害に見舞われても壊されない社会の抵抗力) ②代理機能性(不測の事態が生じても代替手段で対処できる力) ③機転性(被害を受けても立ち直るための体力や知恵を社会が備えていること) ④迅速性(多くの人々に深刻な影響が出る前に復旧の道筋をつける力) この四つの要素から構成されるという。	原案どおり			施策を推進するうえで、基本的事項として尊重したい。
255	基本計画No.42防災体制の整備	「避難行動要支援者の避難体制の構築を図ります。」とあるが、地域福祉との関連もあるが、個人情報の問題もありなかなかうまくいかない点がある。そういった情報を所持しているのは民生委員だけだが、どうやって体制の構築を図るのか。	原案どおり			No.48-1「災害応急体制の充実」の内容のとおり、現在、避難体制の構築を図っているところである。
256	基本計画No.42防災体制の整備	「避難行動要支援者の避難体制の構築」について、自治会長と民生委員だけではなかなか難しく、他の人の力も必要である。川越市では福祉協力員と呼んでいるが、他市ではそういった人を行政が委嘱している事例もある。ボランティアであったり、市民がボランティアとして活動している事例もある。ボランティアであったり、市民がボランティアとして活動している事例もある。	原案どおり			ご指摘の内容も踏まえ、現在、避難体制の構築を図っている。なお、福祉協力員の委嘱については、事業の中で検討する。
257	基本計画No.42防災体制の整備	「情報伝達手段の多様化を推進します。」とあるが、どのように多様化するのか具体的に聞きたい。私の地域では情報の伝達がうまくいかなかったことがあるが、行政と地域が実践訓練をしていくべきだと強く申し上げる。	原案どおり			情報伝達手段の多様化について、従前からの防災行政無線、広報車に加え、HPや防災情報メール等も活用している。今後の情報技術の進展を踏まえ多様化を推進したい。また、ご指摘の課題についてはNo.42「防災体制の整備」に記載した事業の中で改善したい。
258	基本計画No.42防災体制の整備	福祉推進課や社協では福祉協力員と先ほどは申し上げたが、そういう制度を設けようとしている。避難支援体制の構築に当たりそういった部署との連携が足りないと思う。	原案どおり			庁内関係部署の連携をさらに進め、避難体制の構築を図りたい。
259	基本計画No.42防災体制の整備	福祉協力員の担い手への委嘱について、将来的にできるのかどうかお聞きしたい。	原案どおり			福祉協力員の委嘱については、事業の中で検討する。
260	基本計画No.43消防・救急体制の充実	「消防団員の確保」について、現在、ほとんどの消防団が団員の欠員を生じているところが多い。難しい問題と思うが、どうやって確保するのかよく考えていただきたい。	原案どおり			No.43-1「初動消防力の強化」において記載。団員の確保は具体的事業のなかで検討する。
261	基本計画No.43消防・救急体制の充実	工場にある(民間の)消防団に対し、地域への協力要請をお願いしたいと考えている。	原案修正	No.43-1-③	(前)消防団の団員確保及び資器材等の整備を図り、組織の強化に努めます。また、市民と協力して地域防災力の強化に努めます。 (後)消防団の団員確保及び資器材等の整備を図り、組織の強化に努めます。また、市民や事業者等と協力して地域防災力の強化に努めます。	民間の消防団をはじめ、地域防災力の強化に企業の力も得る視点も必要と考え修正した。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
262	基本計画No.44防犯対策の推進	ここにある「防犯意識」の充実には、防犯行動の修得など具体的な教育まで含まれているのか。 また、「道徳教育の充実」は、規範意識の高揚のことを指しているのか。 防犯教育の推進には、意識づけだけでは足りないのでは。また、「道徳」という言葉は少し広すぎるのでは。	原案どおり			児童生徒に対する防犯意識の充実については、「自分の安全は自分で守る」という防犯意識の醸成が重要であるとともに、被害を回避できる能力を身に付けるため、警察と連携して不審者対応訓練を行うなど防犯行動の修得も重要であると考えている。 道徳教育の充実については、他人を尊重し、思いやりのある心や自分の欲求を抑制できる心を育てることを目的としている。 防犯教育を推進するためには、意識づけだけではなく、実践活動も欠かせないものと考えられ、現在も川越警察署の少年柔剣道クラブの子供たちが、夏の防犯キャンペーンに参加している。 他人を尊重し、思いやりのある心や自分の欲求を抑制できる心が、防犯教育につながると考えられるため、「道徳」教育としている。
263	基本計画No.44防犯対策の推進	安全な都市環境の創出には、空き家対策も重要、公園の造り方等も重要ですがいかがか。	原案どおり			安全な都市環境の創出には空き家対策(空き家等の適正管理)や公園等の造り方(公共施設の防犯性の向上)も含まれている。空き家対策についてはNo27において掲載しているとおり対策を推進する。 また、公園の造り方についてはNo26公園・緑地の充実において掲載している。 なお、公園の造り方については、埼玉県が策定した「埼玉県防犯指針」や「防犯に配慮したまちづくりガイド」を基に、植栽や遊具、便所の適正配置など、防犯面に配慮し、公園の設計や施工を行っている。
264	基本計画No.44防犯対策の推進	上記2つとも防犯・交通安全課だけではなく、関連部署を併記すべきでは？	原案どおり			基本計画全体を通して各単位施策に主な担当部署を明記しているが、No.44-3、4については、主な担当部署は防犯・交通安全課になっている。 なお、主な担当として関連部署名の明記が無くても、それぞれ主な担当部署と関連部署との連携は図っていくものと考ええる。
265	基本計画No.44防犯対策の推進	青パトは講習を受けることなどを通じて、防犯意識の高揚を図ることに有効な手段と考える。 下校時、夜間、青パトを地域で巡回させることによって犯罪の減少等もあるので、行政が補助金を出しながら、各地域に青パトの購入をするか、行政が青パトの保有台数を確保していただきたい。お金はかかるが、犯罪の減少に関しては有効であり、施策の中に盛り込んでいただきたい。	原案どおり			No.44-1「防犯推進体制の整備・充実」の記載内容に含まれると考える。 青パトの購入等については具体的事業の中で検討する。
266	基本計画No.45交通安全対策の推進	No.51交通安全対策の推進 以前川越市が実施していた自転車の保険事業を復活してほしいという要望が市民から寄せられている。どこでどうやって保険に加入したらよいか分からないといった市民のためにも、安全・安心の市民生活を営むためにも、こうした事業を検討できないか。	原案どおり			自転車の保険事業について、民間事業者による保険の充実、加入率、運営状況等を検討して、平成18年度をもって事業を廃止した経緯がある。 関係団体等と連携して、交通安全キャンペーン等の際に、PR等に努め、自転車損害保険等への加入を促進したい。
267	基本計画No.45交通安全対策の推進	3 通学路の安全対策 通学路の安全性を取り上げているが、水田等の脇を通る通学路には照明灯が無い道路が多く有り、児童生徒の帰宅時の危険性が高い。 整備される道路とされない道路では安全性に格差がでる。水田地域等への照明灯の整備を検討すべきである。(水田等に影響の出ない照明設備、太陽光蓄電の外路灯で夜9時頃までに消灯する様な機器も有るのではないか?)	原案どおり			No.44-4「安全な都市環境の創出」に防犯灯についての記載があり、併せて検討したい。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
268	基本計画No.45交通安全対策の推進	4 自転車利用者への意識啓発と自転車の利用環境の改善 自転車利用を促進する上で、課題は自転車の利用マナーと事故対策である。その上で、事故発生時の保険問題がある。任意保険の加入を行政としてもしっかり後押しすることを併せて取り組むべきと考える。	原案どおり			事業運営において、保険加入について啓発を進めたい。
269	基本計画No.45交通安全対策の推進	ゾーン30について、今後も増えていくのか。	原案どおり			埼玉県で計画していくものだが、現時点で県から次の指示がないため不明である。
270	基本計画No.46市民生活の支援	2 消費生活支援体制の充実 インターネット利用が全世代で普及する社会の中で、個人に対するサイバー攻撃対策も今後必要となると考えられる。消費生活支援体制の中にも必要な事業と考える。	原案どおり			事業運営において、対策について検討したい。
271	基本計画No.47住民自治の推進	「市民参加のしくみづくり」について、市民が気軽に自由に参加できる、市政についてディスカッションできる場を定期的に、継続的に設けるべき。	原案どおり			No.47-1「市民参加のしくみづくり」に記載している。内容については事業の中で検討する。
272	基本計画No.47住民自治の推進	地域会議の目的が明確にされていないが、今後、条例化等を行いながら整理していくべき。そうしないと、地域内分権が進んでいかない。第四次川越市総合計画では、協働や共助が関わってくると思うので、地域会議について明確にもう少し記載すべき。	原案修正	No.47 注釈	(修正前)－  (修正後) * 地域会議／地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域で抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。	地域会議は平成26年度からの制度であり、十分には周知が図られていないため、目的を含め、地域会議の定義を注釈に記入する。
273	基本計画No.47住民自治の推進	地域内分権の注釈で、「行政が住民に予算を」と書かれているが、平成28年度は各地域会議に20万円の予算が割り当てられている。地域会議の中には、その地域の団体の代表などが入っているが、自分の身に置き換えて考えていないところが見受けられる。地域会議を有効に作用させるためには、そこに参加をしている意識が必要である。また、地域福祉の観点もあり、大変重要である。	原案修正	No.47-2-②	(修正前) 地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組む「地域内分権」を推進します。  (修正後) <b>地域予算制度を設けるなど</b> 、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組む「地域内分権」を推進します。	地域内分権制度を推進するに当たり市の支援の明確化が必要と考え、記述に地域予算制度を明記する。
274	基本計画No.47住民自治の推進	「提案型協働事業応募件数」について、以前はいい事業が多かったが、少しずつ偏り始めているので、整理をしていく必要がある。	原案どおり			事業の中で検討する。
275	基本計画No.47住民自治の推進	協働事業について、予算上の関係で年度単位の事業となってしまう。年度をまたぐ協働事業も視野に入れて、基金的なものにすべき。	原案どおり			事業の中で検討する。
276	基本計画No.47住民自治の推進	「市政情報の発信」について、向こうを向いている市民を振り向かせるような強力で、積極的な情報発信する仕方を工夫するべき。	原案どおり			No.47-5「市政情報の発信」、No.52-3「シティセールスの推進」の記載している。方法については具体的事業の中で検討する。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
277	基本計画No.47住民自治の推進	基本的にインターネットは自分が自ら関心を持って情報を取りにいけるもので、広報のようなものの方が伝播力が高いのではと私は思っている。 若年層を取り込むには、ネットの活用は間違いなく必要だが、情報伝達の媒体の特性を考えながら広報戦略を行っていくべき。	原案どおり			No.47-5「市政情報の発信」にあるとおり、市民が必要とする情報を効果的に発信する取組を行う。 御意見のとおり、具体的な事業に当たっては、情報伝達の媒体の特性を考えながら行っていくべきと考える。
278	基本計画No.47住民自治の推進	「市民参加のしくみづくり」について、今回の総合計画には新たに子育ての分野が1つの基本目標に据えられているが、総合計画審議会委員での子育ての分野について、PTA連合団体しか入っていない。そうした点に課題があると感じている。	原案どおり			市民参加については、川越みらい会議のほかにも子育て世代への聞き取りなどを行っている。
279	基本計画No.47住民自治の推進	「市民参加のしくみづくり」について、「各種審議会等の委員公募などについて充実を図る」とあるが、充実を図るのであれば委員数を増やすべき。今後、この部分については、一歩進んだ市の体制が必要と考える。 また、どこかに「公平・公正」という文言が盛り込まれることを望む。	原案どおり			市民参加等の実施にあたり、公平・公正に実施することは自明であり、原案としている。
280	基本計画No.47住民自治の推進	昨年度、次世代育成支援対策地域協議会に参加していたが、さまざまな方が参加し、子育ての現場の実態がよくわかる非常にいい会議であった。今後、一般市民が参加できる意見交換の場などで、現場の意見を吸い上げて、市政に反映していただきたい。	原案どおり			No.47-1「市民参加のしくみづくり」に記載があるとおり、ワークショップなどの手法も取り入れ、市政への市民参加を推進する。
281	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	「税金を使っているのに」、「使う人、使わない人がいるので」という話があったが、公共施設は「使いたい人に使ってほしい」というものだと思う。設計もそのように考えられていると思う。使用料についても同様な視点、発想が必要。どのような団体でも使うのをあきらめずに済む安い使用料が望ましいのではないかと。	原案どおり			受益者負担などの観点から、使用料の定期的見直しは必要と考える。
282	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	民間委託で「削減」ができれば「成果」になる様な「評価」は一方的であり、トータルで見るために「外部」を「見張る」対策も考えていただきたい。	原案どおり			民間委託を行う場合は市民サービスの更なる向上を目指し、削減のみでなく効果的に行政改革を推進したい。
283	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	使用料の見直しという文言は値上げだけではないか。使用料を一律に決めることが適切なのか、公平なのかを考えていただきたい。	原案どおり			所得の有無だけではなく、施設を使う方、使わない方といった公平性もある。受益者負担などの観点から、使用料の定期的な見直しは必要と考える。
284	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	単位施策に「成果を重視した」とあるが、成果とは何かという定義を明確にすべき。 2年、3年、4年というスパンで考えなければいけないようなことについても、年度ごとの成果という視点で考えることは市民のためになるのか疑問で、そうした配慮が必要だと思う。	原案どおり			施策、事業の効果を重視するという点である。御意見のように単年度のPDCAでは測りきれない事業、施策もあり、複数年度の視点も必要と考える。
285	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	民間委託によって、非正規の労働者を増やしている。行政がワーキングプアを作り出しているようなことがないのか。配慮した表現にしてほしい。	原案どおり			限られた財源の中で効果的に行政運営を行うにあたり、必要に応じて民間の経営ノウハウの活用をすべきと考える。
286	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	担税力のある市民や事業者をどのように育成していくかという視点が必要であると思うがどうお考えか。	原案どおり			No.28「産業間の連携」、No.29「就労の支援と労働環境の改善」、No.30「農業の振興」、No.31「商業の振興」、No.32「工業の振興」、No.33「観光の振興」の施策を通じて、担税力のある市民や事業者を増やしていきたいと考える。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
287	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	企業誘致など産業振興だけではなく、市民の経済力が高くなる、市民が豊かになるといった観点がないのか。	原案どおり			No.28「産業間の連携」、No.29「就労の支援と労働環境の改善」、No.30「農業の振興」、No.31「商業の振興」、No.32「工業の振興」、No.33「観光の振興」を通じて、市民の収入を増やしていきたいと考える。
288	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	「計画的な財政運営と財源の確保」について、⑤「優良企業の誘致、商工業の支援」とあるが、市が最優先にやるべきことは、どこかの優良企業を誘致して財源の確保を図ることと捉えられてしまう。また、「商工業の支援」とあるが、ここに農業は入らないのかということと、「支援」とあるが、「育成」の観点もぜひ入れてほしい。どうしてこの文言にとどまったか、また農業を外した理由も伺いたい。	原案修正	No.48-2-⑤	(修正前) 本市をあげて、優良企業の誘致、商工業の支援、観光の活性化などにより、安定的な税収入の確保に努めます。  (修正後) 本市をあげて、 <b>各種産業の育成・支援、観光業の活性化、企業の誘致などを推進し、安定的な税収入の確保に努めます。</b>	御意見のとおり、「育成」の視点も重要と考え明記した。また、農業も本市の重要な産業であり、農業の視点を入れるために「各種産業」と表現を変更している。
289	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	「計画的な財政運営と財源の確保」について、⑥「使用料等の定期的な見直し」とあるが、総合計画前期基本計画において、何をやろうと考えているのかを伺いたい。	原案どおり			持続可能な行政経営のため、市民ニーズや社会状況の変化に応じて、適宜、使用料を見直す必要性などを前提として記載している。
290	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	単に外部から優良企業を連れてきて、それで税収が潤うというのは夢物語。内発的な産業振興で、循環型の地域経済の活性化が税収を高めていくと考える。市内に今ある産業をどうやって振興させるかという観点が重要である。	原案修正	No.48-2-⑤	(修正前) 本市をあげて、優良企業の誘致、商工業の支援、観光の活性化などにより、安定的な税収入の確保に努めます。  (修正後) 本市をあげて、 <b>各種産業の育成・支援、観光業の活性化、企業の誘致などを推進し、安定的な税収入の確保に努めます。</b>	「各種産業の育成、支援、観光業の活性化、企業の誘致などを推進し」と表現を変更する。 また、既存産業の振興について、No.28「産業間の連携」、No.30「農業の振興」、No.31「商業の振興」、No.32「工業の振興」、No.33「観光の振興」に、各産業の既存事業者に対する施策の記載をしている。
291	基本計画No.48行政経営マネジメントの推進	行政のスリム化について記載すべき。	原案どおり			No.48「行政経営マネジメントの推進」の記載内容を実現することが行政のスリム化と捉えている。
292	基本計画No.49社会資本マネジメントの推進	将来的には人口が減少する一方、地域会議が軌道に乗って活動が活発化していった場合、公共施設の集約化など公共施設の適正配置についての考えを明確に打ち出さないと、地域会議の中で積極的に活動しようと思っても足かせになると思う。	原案どおり			No.49-1「効率的な社会資本整備の推進」に記載している公共施設等総合管理計画の中で、公共施設の適正配置についての考え方を明確に行う。なお、公共施設等総合管理計画は現在策定中である。
293	基本計画No.49社会資本マネジメントの推進	公共施設の適正配置について、中途半端な状況にせず、できないものはできないと市民に対し明確なシグナルを発信すべき。	原案どおり			これからの公共施設のあり方については、No.49-1「効率的な社会資本整備の推進」に記載している公共施設等総合管理計画で市民に川越市の考え方を示します。
294	基本計画No.50情報化施策の推進	施策の目的として、「ICTを活用することで市民の利便性の向上や効率的な行政運営を行うこと」とあるが、単位施策の内容を整理すると、①住民の利便性向上、②行政効率化、③住民に対する情報提供、④政策決定の効率化の4項目に分けられる。少し整理すべき。	原案修正	(前)No.50-1-④ (後)No.50-2-①	(修正前) No.50-1「ICT利活用による利便性の向上」④「ビッグデータなどの各種データの収集、分析、活用等を通じ、さまざまな課題の解決や利便性の向を図ります。」  (修正後) <b>No.50-2「政策決定の効率化」(追加挿入) ①「ビッグデータなどの各種データの収集、分析、活用等を通じ、さまざまな課題の解決や利便性の向を図ります。」</b>	取組施策を1つ増やし、市民や行政等の利便性の向上につながるものと、政策決定の効率化につながるものに整理を行った。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
295	基本計画No.51広域的な連携の推進	川越市にとっての過去10年間の業務核都市の実績と今後の取組について	原案どおり			平成20年3月に埼玉県が策定した「川越業務核都市基本構想」に基づき、本市では、①西部地域振興ふれあい拠点施設…ウエスタ川越(平成27年3月)、②鏡山酒造跡地活用施設…川越市産業観光館(平成22年10月)、③郊外型駐車場…観光客用の郊外型駐車場(城下町)及びJAアグレッッシュ川越の付帯駐車場(平成22年4月)の3つの整備を行った。 今後の取組については、現在、国土交通省において、今後の大都市の在り方について検討が進められており、県においても、国の動向を注視している。市としても、国の動向に注視しつつ、業務核都市首長会議の構成市や国・県との連絡調整を図り、適正に事務を遂行してまいりたい。
296	基本計画No.51広域的な連携の推進	レインボー協議会について、構想的にはいいが目的が何かが見えない。川越はこの圏域の端をかすめているだけの状況の中で、この圏域をどうリードしていくのか。	原案どおり			レインボー協議会のような広域的な協議会が活発であるのは全国的にも珍しいケースである。また、活動内容に応じて記載内容が多くなっている。レインボー協議会構成市町以外との広域連携も今後重要となってくるとの認識も持っている。
297	基本計画No.51広域的な連携の推進	公共施設の相互利用とあるが、川越市が他の公共施設を利用するのか、あるいは川越市の施設を利用してもらうのか。川越市には、レインボー圏域とは別の市の公共施設が便利な地域がある。川越市がどういう連携をすべきか、考え方を明確にすべきと思う。	原案どおり			圏域住民の利便性の向上を図る観点から、川越市民が他市町の施設を利用する場合、他市町の住民に利用してもらう場合の両方がある。 レインボー圏域以外の近隣自治体とは、さいたま市、ふじみ野市及び狭山市との図書館の相互利用を実施しており、このような取組の今後の方向性については、No.51-1「関係自治体との連携の推進」において記載している。
298	基本計画No.51広域的な連携の推進	埼玉県、あるいは首都圏の中での川越市がどうありたいかという視点でこれまで取り組んだことと、今後の取組について、また、広い意味での都市のあり方や川越市の位置付けについて。	原案どおり			業務核都市の関係で、ウエスタ川越や圏央鶴ヶ島インターチェンジのところが整備されてきたと認識している。国や業務核都市連絡会議の方向性が見えないが、注視して対応してまいりたい。
299	基本計画No.51広域的な連携の推進	川越市にとって、レインボーを進めることが最小で最大の効果を生む事業なのかというところに疑問を持っている。市民が遠方の西の方に利用しに行くのか、また、市の財政負担にはしなないと危惧している。 市民にとっても川越市のためになる根拠が必要と考える。	原案どおり			公共施設の相互利用の昨年度実績では、レインボー圏域の住民が川越市の施設を利用する以上に川越市民が圏域の市町の施設を利用している状況にある。本市への通勤・通学者は、レインボー圏域の市町の方が多く含まれていることから、レインボー圏域の市町が相互に発展することによって、市の産業の発展等に寄与する面があると考えられる。
300	基本計画No.51広域的な連携の推進	業務核都市についての直近10年間の取組と、今後、業務核都市をどのように位置付けるかについて。	原案どおり			No.51-3「中核市及び業務核都市間の連携」に記載している。
301	基本計画No.51広域的な連携の推進	ある特定の圏域の広域性ではなく、全体的な広域性について推進すべき。	原案どおり			No.51-1「関係自治体との連携の推進」に位置づけている。
302	基本計画No.52時勢に応じた施策の推進	課題の「オリンピックレガシー」の記載で、「観光、国際交流、スポーツ、文化芸術、教育など」とあるが、「生涯学習」を入れるべきと考える。文化芸術と生涯学習は色々な絡みがあり、オリンピックを契機にして、生涯学習の活性化を図れると思いい、ぜひ入れていただきたい。	原案どおり			生涯学習については、観光や国際交流、スポーツ、文化芸術、教育に比べると、オリンピックレガシーとの関係性は具体的ではないと考える。

第四次川越市総合計画 審議会意見反映(案)

審議会提出部分						
	分野	意見要旨	反映有無(案)	反映箇所(案)	反映内容(案)	理由等(案)
303	基本計画No.47住民自治の推進	第四次川越市総合計画においては、地域内分権を前面に出し、力を入れていくべき。	原案修正	No.47「住民自治の推進」2	(修正前) 2 住民主体の地域づくりの推進 ① — ② — (修正後) 2 <b>地域内分権の推進</b> ① — ② <b>地域会議の運営や活動に係る支援を行います。また、地域会議の運営体制に応じた各種施策の展開を図ります。</b> ③ —	地域内分権の推進を明確にするため、取組施策の名称とした。また、地域内分権の推進にとって、地域会議の役割は重要と考え、地域会議の記載をNo.39の取組施策「地域コミュニティ活動の支援」から、地域内分権の推進に移している。